慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ハノーファー王国における立憲主義の展開：一八三三年憲法の成立
Sub Title	Die Entwicklung des Konstitutionalismus im Konigreich Hannover
Author	東畑, 隆介(Tohata, Ryusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1987
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.57, No.3 (1987. 11) ,p.21(359)- 64(402)
JaLC DOI	
Abstract	Das Komgreich Hannover stand bis 1837 in Personalunion mit dem Konigreich Grossbritannien. Seit 1805 wurde das Land faktisch von einem Vertreter des hannoverschen Adels, dem Grafen v. Munster regiert. Er leitete die Deutsche Kanzlei in London und war als enghscher Kabinettsminister fur die Regierung Hannovers zustandig. 1831 brachen in Hannover Unruhen unter dem Einfluss der Julirevolution in Frankreich aus, die in einem Putschversuch in Gottingen kulminierten. Die Unruhen scheiterten, aber sie bewiesen, dass erne durchgreifende Reform des Regierungssystems notig war So bewirkte der jetzt zum Vizekonig erhobene Herzog von Cambridge, dass Konig Wilhelm IV. den Grafen v. Munster aus seinem Amt enthess. Der gemassigte Konservative v Ompteda trat an seine Stelle und die Leitung der Geschafte im Ministerium fiel an den Kabinettsrat Rose. Er setzte sich fur einen liberalen Verfassungsentwurf ein. Am 16 April des Jahres 1831 wurde der Hofrat Dahlmann, Professor an der Gottinger Universitat, mit den Vorarbeiten fur eine Verfassungsurkunde beauftragt. Auf Grund seines Entwurfs erarbeitete der Kanzleisekretar Ubbelohde einen Verfassungsentwurf. Konig Wilhelm IV entschloss sich zur Genehmigung der Verfassung, nachdem er den Text noch in 14 Punkten geandert hatte Am 26. September 1833 wurde die Verfassung Hannovers in Kraft gesetzt Kurz davor liess der Konig seinem Nachfolger in Hannover, Ernst August, den Verfassungsentwurf mitteilen und fragte ihn daruber Ausser gegen drei Bestimmungen opponierte er in seiner Antwort nicht. Doch er anderte spater seine Meinung und protestierte gegen die Verfassung. Die Verfassung schrieb das Zweikammersystem vor. Das Wahlrecht erhielten in den Stadten alle selbstandigen Burger, auf dem Lande alle selbstandigen Bauern. Der Landtag erlangte die Gesetzgebungs-, Steuer- und Budgetgewalt, obwohl eine Reihe konighcher Vorrechte die standische Kompetenzen einschrankte. Die Minister waren dem Landtag politisch verantwortlich Sie konnten angeklagt werden, wenn sie die Verfassung absichthch verletzten. Damit trat Hannover in die Reihe der konstitutionellen deutschen Staaten ein
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19871100-0021

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハノーファー王国における立憲主義の展開

――一八三三年憲法の成立――

東畑隆介

本稿は、一八三三年のハノーファー王国憲法の成立過程を考察しようとするものである。この憲法の成立によってハノーファーは、ドイツの立憲主義諸国の一つになったと言われている。一八三七年に即位したエルンスト・アウグスト王はこの憲法を廃止し[1]、一八四〇年に新憲法[2]を発布した。しかし新憲法は、彼の法思想から予想された古い身分制的・封建的家産制的な制度への大後退をもたらさず、一八三三年憲法によって確立された近代立憲主義国家は維持された。従って一八三三年憲法は、エルンスト・アウグスト王のクーデターにもかかわらず、立憲主義国家としてのハーファーのその後の発展を規定し続けたと言い得る。それ故にその後のハノーファーの発展（ゲッティンゲン七教授事件、一八四〇年憲法の成立）の理解のためには、一八三三年憲法の考察が必要となる。

註

(1) エルンスト・アウグスト王の憲法廃止とそれに誘発されたいわゆるゲッティンゲン七教授事件については、拙稿「ハノーファー王国の憲法紛争(一)(二)」『史学』四九―四、五〇巻記念号参照。

(2) 一八四〇年憲法については、拙稿、前掲論文(三)『史学』五三―二・三参照。

一　オステローデとゲッティンゲンの暴動

一八二〇年代の末には、伝統的な経済・社会構造の改革を求める声が、散発的ではあったにせよ表面化した。

とくに改革的な都市条令の採用が政府によって拒まれたゲッティンゲン市民の不満は強かった、ブラウンシュヴァイクとクールヘッセンの騒乱[1]は民衆の不満を高めた。至るところに住民の困窮を記した匿名の貼紙が現れた。廉価な食糧と貢租の軽減が要求されると同時に困窮の責任者として貴族、市参事会員、軍人、ユダヤ人などが繰り返し名指しで弾劾された。国王に対しては如何なる批判もなされなかった。国王は悪意のある貴族及びそれと結んだ官僚の犠牲者であると受け取られていた。

一八三〇年一一、一二月ノルトハイムで弁護士を中心とする集会[2]が開かれた。集会の本来の動機（弁護士協会の組織化）は直ぐ背景に退き、政治的討議に重点が移った。第二回集会（一二月）においては、騒乱勃発のさいの行動が討議された。翌年集合参加者の一人であるオステローデの弁護士ケェーニッヒ（König）は、『世論の前でのミュンスター内閣の弾劾（Anklage des Ministeriums Münster vor der öffentlichen Meinug）と題する匿名のパンフレットを公刊した。その中で彼は、「我々の市民王ウィリアムは、それについて何も御存知ない」というモットーの下に一八一三年以後復興された封建的な社会・支配構造を弾劾し、時代遅れの一〇分の一税と賦役を備えた搾取的な財政制度を厳しく批判した。著者は、すべての誤った方向への発展と圧制の責任をミュンスター伯と「一六年に渡ってハノーファーを専制的且つ恣意的に支配してきた」彼の内閣とに負わせた。このパンフレットは少し後に印刷され、とくに南部地方で広範囲に流布した。一八三一年一月五日にオステローデの市民集会は、「自由な、無拘束の、公開の、公然の選挙」による共同体評議会（Gemeinderat）の選出を決定した。「敬愛する国王ウィリアム四世とその高貴な名代ケンブリッジ公に我々の絶望的な状態を具体的に説明する」ことがその任務であった。ハノーファーの政府の反応を見込み違いして、手工業の親方、商工業従事者、弁護士などから成る共同体評議会は、市民の代表として受け入れられることを期待して政庁管区（Landdrostei）にその存在と良き意図について通知した。これに対して政庁長官（Landdrost）は、ヒルデスハイムから急行して、住民側のいささかの抵抗も受けずに共同体評議会を解散し、ケェーニッヒ、フライターク（Freytag）両弁護士を逮捕した。[3]

ゲッティンゲンにおいては、一八三〇年の経済恐慌によって手工業者の収入と穀物価格のアンバランスが生

じ、就労の機会の不足が支配的であった。また市民の収入源であった学生数も減少した。一八三〇年には五〇〇以上の部屋が貸り手がなかったと言われている。[4] 一八三〇年一二月には、Konzilienhaus からの学友の釈放を要求していた三五〇人の学生が、実力で学友を解放し、大学当局はなす術を知らなかった。大学ではドイツ連邦の政治的形成を批判的に分析した私講師アーレンスの講義の印刷禁止が人々を興奮させた。ラウシェンプラットとシュスターは、新聞雑誌で大学評議会を激しく攻撃した。大学評議会は、戒告と彼等はその発言の故に国務に任用される見込みがないという通知をもってそれに答えた。

一八三一年一月三日に彼等は、旅館（Wirthaus）で集会を開いた。多数の市民が参加して請願について討議し、国民軍設立の可能性を検討した。一月八日、弁護士補佐（Prokurator）エッゲリング、ラウビンガー及び弁護士ザイデンシュティッカーの指揮する武装した市民軍は、市庁舎に侵入し、評判の悪かったヴェストファル（Westfal）警部の辞任と市民の庇護のための武装した衛兵の設立とを要求した。多数の野次馬と武装した市民（多数の学生がそれに加わった）が市庁舎の前に集まった。武装した学生は、その晩に門を占領した。市民と学生は、華麗に電飾を施された市中を行進した。「ラ・マルセィエーズ」と「ゴットセイブクィーン」が交互に歌われた。それはデモ参加者の政治的自明さに特徴的である革命の賛歌と国王への信仰告白との驚くべき混合[5]であった。

オステローデの例に倣って一月九日に共同体評議会が成立した。それは国王への苦情の他に「他の諸邦、とくに我々の隣国」が既に獲得していた「完全に自由な憲法」への希望を上奏する筈であった。

一月一〇日以後政府の計画的な防衛が開始された。政府はゲッティンゲンの諸事件を「暴動」として取り扱ったが、出来るだけ大過のない結果をもたらすために、市民の支持を得ようと努力して、市参事会員と行政委員（Polizeikommission）に平静な市民に時流に適った都市制度を約束し、他の市民を動かして「共同体評議会」から離反させるように命じた。それにもかかわらず、「共同体評議会」は市においてその勢力を維持することが出来た。手工業者と学生の補欠選挙によって評議会はその社会的基盤を拡大し、政府の布告を抑止したり、それを評議会の声明と同時に公表することによって政府支持の努

力を妨げた。更に「ミュンスター内閣の弾劾」を印刷し、流布させた。また力のかぎり、ゲッティンゲン市民に外国の援助の印象を与えようと努力した。

ケンブリッジ公が評議会の代表団を引見したさいに、代表団が分裂していることが明らかになった。とりわけ権力とこれ以後の戦略の問題に関して意見の相違が明らかになった。市参事会員にとって都市の温和な取り扱いとケンブリッジ公のゲッティンゲン市民の訪問が主たる問題であったのに対して、学生シュテールティング(Stölting)とクリステン博士(Dr. Kristen)は、国王が問題を決定的に調整するまで安寧と秩序の維持のために「国民軍」と「共同体評議会」の維持に固執し、ゲッティンゲンに駐屯した軍隊の撤退を要求した。

このような異なった請願は、政府に暴動の解決のための重要な前提としてのゲッティンゲン市民の分裂の可能性を明らかにした。ケンブリッジ公は、「共同体評議会」と「国民軍」の解散と都市への軍隊の受け入れによる合法的秩序への復帰を最後通牒の形で要求した。それによって政府は、ゲッティンゲンのすべての反対勢力に彼等になお残されている行動の可能性――無条件降伏――を示した。

一月一三日に枢密参議官会議は、ハノーファー軍総司令官アルテン v. Alten 将軍との協議後に迅速な、仮借ない軍隊の出動の決定を下した。[6] 政府は大学を閉鎖し、学生達に故郷に帰ることを勧めた。ケンブリッジ公は、布告で市民、学生に安寧秩序の維持と煽動者」からの離反を求めた。また「共同体評議会」の要求に対する反対宣伝として、正当な希望を受け入れ、救済のために配慮する用意があることを言明した。これに対して「共同体評議会」は、ゲッティンゲン市民の名において兵士達にその善行の擁護が彼等にも利益をもたらすであろう人達に対して武器を構えてはならない。何故なら「時間が少し経てば、君達は再び全く我々の一員である。君達は我々の兄弟である。その点をよく考えて、もしかすると君達、君達の小供、いや君達の全子孫がそれに対して赤面しなければならないような行動に走らないように」[7]と呼びかけた。

事態が一層切迫し、もはや住民から隠せなくなると、邦の住民に対して必死の呼びかけがなされた。住民の大部分は、一月一四日に彼等の防衛の意志をもう一度正式に表明し、門をバリケードでふさぎ始めた。しかし市参事会を中心とする勢力は活気づき、学生の編隊は見透し

のきかない崩壊現象に悩まされた。広まった全体的なあきらめムードに助けられて、当局は市民の守備隊の支援の下に、一月一五日にはイニシアチブを奪回することが出来た。

同日ブッシェ（v. d. Busche）将軍は、一二時間の期限付きの最後通牒を公布した。交戦か降伏かの二者択一を迫られた「共同体評議会」は後者を選んだ。ラウシェンプラット、シュスター、アーレンス、エッゲリングと若干の市参事会員は本営に赴いた。そこでブッシェは一切の譲歩を断乎として拒否した。一月一六日六時までの降伏期限の延長のみが認められた。「反乱の開始後の八日目の朝軍隊が遂に進入した――ハノーファー軍の半分以上の七、〇〇〇人強の軍隊であった。その時には都市の門のバリケードはもうなくなっていた。大学や市民の軍隊も姿を消していた。ラウシェンプラットは、二・三の仲間とともにストラスブールへ逃れた。……他の煽動者達は、裁判委員会にかけられる前に独房に入れられ、古い刑事訴訟手続きの恐ろしいやり方でそこに長く留置された。隣接のボーベンデン（Bovenden）町で哨兵を指揮したにすぎないフランケンベルク（von Frankenberg）弁護士は、六年間も判決を待った。漸く裁判所の判決と国王の恩赦のうちのどちらかの選択が彼に与えられた。罪を犯した覚えはなかったにもかかわらず、唯苦しみを終らせるためだけにこの哀れな男は恩赦を選んだ。多数の学生が軍隊の進入を自負心をもって見守り、我々がかくも多くの兵士を動員させたことだけで十分であると誇りを感じた。しかし彼等全員は、大学の一時的な封鎖によって厳しく罰せられた。ゲッティンゲン大学の偉大な時代は終った。大学はその古い貴族的な輝きを再び得ることは出来なかった。[8]」

「しかしこの子供っぽい馬鹿騒ぎは、邦に恵みをもたらした。何故ならそれは総督の目を開き、市民の口を開いたからである。[9]」ケンブリッジ公は、市の降伏後直ちにヒルデスハイムを訪れた。若干の都市とハルツ（Harz）において、彼は住民の苦情と希望を聞き、機会ある毎に決定のさいにはそれらをしかるべく考慮することを約束した。国王ウィリアム四世は、一八三一年二月一二日に貴族支配とすべての蓄積された弊害の象徴であるミュンスター伯を解任し、その数日後にケンブリッジ公をハノーファーの国王代理に任命した。これによって改革の道が開かれた。官房参議官（Kabinettsrat）ローゼ（Rose）は、国王代理に委託されて起草し、二月一四日に（イギ

リス）国王に提出した『邦の状況に関する報告書』(Ministerialbericht betr. die Lage des Landes vom 3 Februar 1831)[10]において、騒乱はさしあたって鎮圧されたが、今にも新たに内乱としてより大規模に突発するかもしれない。「自由な憲法、全国議会における真の国民代表、都市及び農村の負担と貢租の軽減、討議の公開、御料地の収入の公表もしくは委託、従って恐らくは適当な王室費の確定などが望まれている。」[11]騒擾を押えるためには、近代的な憲法が採用されねばならないと述べた。これらの問題を討議するために、三月七日に全国議会が開会された。

註

（1）ブラウンシュヴァイクの騒乱については、拙稿、前掲論文(一)、七五―七頁註(15)参照。クールヘッセンでは、同邦の「中部ドイツ商業連合」への加盟によるプロイセンとの関税戦争によって蒙った経済的打撃、貢租の重圧などでうっ積していた農民、営業活動従事者の不満が、選帝侯ヴィルヘルム一世と彼の愛人ライヘンバッハ(Reichenbach)伯爵夫人との関係に対する怒りとなって、一八三〇年九月に爆発した。一〇月一六日に邦議会が召集された。一八三一年一月五日に議会との協定に基づいてヴィルヘルム一世が署名した新憲法は、ドイツ初期立憲主義の憲法の中で最も急進的であったと言われている。しかし選帝侯の憲法の署名によっても反乱は収拾されなかった。そのため選帝侯は居城をハナウ(Hanau)に移して、首都カッセルの立憲的な内閣に対抗した。一八三一年四月に新しく選挙された邦議会――そこでは自由主義者が多数派となった――は、カッセルへ帰ることを選帝侯に要求した。選帝侯がそれに従うことを躊躇すると、約一、〇〇〇人の市民が、選帝侯がカッセルに帰ることを拒否する場合は、彼が支配を放棄することを確定した上奏文に署名した。それに従って、邦議会の代表団は、ライヘンバッハ伯爵夫人と離別してカッセルへ戻るか、政治権力を放棄するかの選択を選帝侯に迫った。選帝侯は後者を選んだ。彼と邦議会が共同で公布した一八三一年九月三〇日の法律は、選帝侯公子フリードリッヒ・ヴィルヘルム(Friedrich Wilhelm)を正式に共同摂政(Mitregent)に任命し、選帝侯がその永続的な宮殿を再びカッセルに定めるまで、公子に単独統治を委託した。しかし選帝侯はカッセルに戻らなかったので、全統治権力は、一八三一年に公子のものになった。Vgl. E. R. Huber, Deutsche Verfassungsgeschichte seit 1789, 2. Aufl., Bd. 2, Stuttgart 1960, S. 63 ff.

（2）集会の参加者は、オステローデからフライターク(Freytag)、ケューニッヒ(König)両弁護士、ゲッティ

ンゲンからザイデンシュティッカー (Seidensticker)、エゲリング (Eggeling)、ラウビンガー (Laubinger) 両弁護士補佐 (Prokurator)、アーレンス (Ahrens)、ラウシェンプラット (Rauschenplat)、シュスター (Schuster) の三講師である。Hans-Gerhard Husung, Protest und Repression im Vormärz. Norddeutschland zwischen Restauration und Revolution, Göttingen 1983, S. 314. Anm. 17.

(3) Ebenda, S. 78.

(4) Ebenda, S. 79.

(5) Ebenda, S. 81.

(6) アルテン将軍に軍隊の出動を決意させたのは、シェーレ (Georg v. Schele) であると言われている。一二日夜シェーレはアルテンを説得し、翌朝八時にケンブリッジ公を説得することを約束させた。その結果一三日に枢密参議官会議が開かれ、シェーレの主張する軍隊の出動が決定された。Hans-Joachim Behr, Georg von Schele 1771-1844. Staatsmann oder Doktrinär? Osnabrück 1973, S. 93.

(7) Zit. bei Husung, a. a. O., S. 86 f.

(8) Heinrich von Treitschke, Deutsche Geschichte im Neunzehnten Jahrhundert, 5. Aufl., Bd. 4, Leipzig 1907, S. 156 f.

(9) Ebenda, S. 157.

(10) この報告書は、Ernst von Meier, Hannoversche Verfassungs-und Verwaltungsgeschichte 1680-1866, Bd. 2, Leipzig 1899, S. 619 ff. に収録されている。

(11) Zit. nach Ebenda, S. 620.

二　全国議会の討議

一八三一年三月七日に全国議会は、国王代理の開会式辞とともに開かれた。代表の選挙のさいに多くの都市は、従来経費上の理由から市を代表していた官吏から委任を剝奪し、邦及び都市の利益をよりよく代表し得る新しい代表を選挙した。その結果、多数の自由主義的な議員が第二（下）院に参加することになり、第二院における政府の影響力は大幅に制限された。[1]

五月二日の審議でクリスティアニ博士[2]は、出版の自由を提案して、「真理のために、自由を守るために、法の強化のために、正義が永遠に続くために、私は出版の自由を要求する」[3]と述べ、出版の自由によってのみ『真理』に道が開かれる。議会の討議或いは政府の措置の公開、市民による公然の批判或いは賞讃は、議会と政府に対する市民のよりよい理解を生み出し、それによって国家と社会との間の二元論は、ある程度廃止されるであろうと

した。彼の議論は、ハノーファーの自由主義者に特有の議論であった。彼等は、王国の弊害は、大部分君主の無智と君主の顧問による誤った陳述に起因すると考えていた。

第二院におけるクリスティアニの動機に関する審議においてリュンツェル[4]（K. Lüntzel）、クリスティアニ、フロイデンタイル[5]、シュトューフェ[6]（C. B. Stüve）等のハノーファーの指導的な自由主義の政治家達は、一致して出版の自由を「精神の発展一般、学問ととりわけ最近非常に重要になった国家学の促進、ドイツ国民における統一の絆と相互の利益の維持、……権力あるものの恣意に対して保障する世論の法廷、臣下の要求と希望、行政の欠陥と乱用の正しく真実の表現などにとって[7]」不可欠な前提条件であるとして要求した。クリスティアニの動議は、三度の審議後に採択され、五月六日に第一院（上院）に報告された。

第一院議員の多数は、出版の自由は憲法の基本的な構成要素をなし、それ故に憲法の審議に至るまで延期されねばならないと論じた。これによって、ハノーファー王国における自由主義は、この問題に関して厳しい敗北を喫した。一七〇五年五月六日の検閲勅令は、依然として有効であり続けた。

議会の討議の公開に関して、リュンツェル（Lüntzel）議員は、三月一〇日、第二院において以下の動機を詳細に述べた。

一　人民に彼等の代表の活動について直接納得する可能性を与えることによって、全く失われた議会に対する信頼を再び作り出す必要。

二　請願権だけでは達成されない知的・道徳的力の高揚。

三　政府が真の世論を知る必要。

四　政府の行動が公的な監督に服する必要[8]。

審議の終了に先立って、第一院は（両院）共同の委員会においてこの問題を討議することを要求した。この委員会の代表は、議会の討議の議事録の従来の印刷――一八二一年に関心がなかったので、中止された。――は不十分であるとして、議会の傍聴を原則的には許可した。但し議長が入場券を交付することによってこの改革を同時に再び制限した。この提案は国家基本法に採用された（第一一五条）。

出版の自由と議会の討議の公開に関するこれらの成果は、クリスティアニ、リュンツェル等の自由主義的議員

の意図を実現しなかった。当時の交通事情のため、傍聴者数は首都の住民にのみ限られていたから、市民は将来も本当の情報は与えられず、従来同様、彼等の代表の報告に依らざるを得なかったし、現行の検閲法は、客観的な報道を不可能にしたからである。

国家基本法に関しては、ヤコビィ（Jacobi）議員は、三月二八日第二院において、我々が憲法の改正を望むならば、我々はとりわけどれをまた何故にそれを望むかについてはっきりさせねばならない。委員会は、とりわけ我々の憲法に欠陥、欠落個所。曖昧さがあるか、それらはどのようなものであるかを調査しなければならない[9]と述べた。クリスティアニはそれに反論して、憲法の必要に関しては、全ての知的世界は一致している。君主にそれについての理由をまず第一に提出することは余計なことに思われる。憲法が存在することについて言われていることを自分は否定せねばならない。我々は確かに憲法を有している。すなわち曽ては既知の憲法を、次に未知の憲法を、そして最後に何も持たない[10]」と述べた。コイフェル（Keufel）議員は、「国家元首の無制限な支配と法の支配との間の大闘争が始まった。……この闘争は、若干の諸国においてしばしば現れた。そのために血の川が流された。それは、最も美しい国土に困窮と最も恐ろしい悲惨な状態をもたらした。それは王位を覆し、新しい政治制度を設立した。……このような破壊的な激しい雷雨の突発をそらすことが、政府とその顧問たちの神聖にして賢明な義務である。そのための手段は、それによって全体の闘争が産み出されたものの反対である。すなわち無制限の君主制の放棄と自由な政治制度、法によって制約・拘束される支配の採用である[11]」と述べた。ボードゥンゲン（Bodungen）議員は、「憲法！　は、王国の全地域から鳴り響いてくる叫びであり、請願である。……市民、手工業者、農民、日傭労働者は、政治的な眠りから目覚めた。人民は成年に達した。諸侯、国家、国家市民がどのような権利を持つかを誰もが知りたがっている。これらの権利が何人によっても無責任に削減され得ないように、誰もが（その）確保と未来への保障を求めている[12]」。「我々は、既得の、時代の要求や精神と調和している権利を放棄するためにでなく、それを維持するために選ばれている[13]」と述べた。

自由主義思想の政治家の典型的な意見を代表してリュンツェル議員は、一九世紀をそれに先立つ世紀からはっきりと区別して、「中世は現在と戦い、現世紀は立憲主義

の世紀である」ことを強調し、「政府と被統治者の権利を確定する」国家基本法が「造り出されねばならない。」これ（国家基本法）は、「知識階級が非難する時代の錆がくっついている諸制度――体僕制（Leibeigenschaft）、隷農制（Hörigkeit）――が廃止されねばならないことを可能にする枠組みであらねばならない。公開、規制されている出版の自由、償却の可能性、時効になった偏見の除去などが要求されている。負担の減少、工業の振興、法の状態の確定と改善を要求する」[14]と述べた。

シュトューフェ議員は、一八一九年[15]からの萌芽が有機的に引き続き形成されねばならないことを強調し、基本法の原理的な創造を拒否した[16]。

政府代表のローゼ[17]（J. P. Rose）は、討議の終りに「新憲法に関する動議は、自分には好ましい。一部は、我が邦内部の非常に多くの変化とドイツ帝国憲法の中断後、多くの事情がはっきりしないからであり、一部はその希望が非常に多くの請願において述べられているからである。」[18]と述べた。

審議の結果、第二院は、国王の委員（königliche Kommissarien）――各院の七名の委員と協力して直ちに国家基本法を仕上げ、審議のために議会に提出する――を任命することを国王代理に要求した。

第一院は、この決議に対して冷淡な態度をとった。デッケン（von der Decken）議員は、「死んでいる文字は、従来臣下と諸侯の間を支配していた信頼を支えることは出来ない。」「ハノーファーにおいては、等族の諸権利は、ランデスヘルによって常に尊重されていた」という理由から、国家基本法は大して有益ではないとして、「慣習が何百年来神聖なものにしてきた権利に反して法を領主から揺すり取る権利は、人民に与えらるべきではない」と、第二院の行動を非とした[19]。しかしフォタント（Votant）議員は、第二院の動議を拒否することは、憂慮すべきであることを認め、それ（第二院の動議）にある程度拘束力をもつ条件が付け加えられることのみを望んだ。その結果、ペステル（Pestel）とシェーレ（G. V. Schele）[20]を除く第一院の全議員が、第二院の動議に賛成投票した[21]。

第二院と対照的に、第一院には国家基本法は、決して緊急に必要であるようには思われなかった。貴族を犠牲にするような如何なる根本的な改正も約束されなかった。しかし当時の状況においては、厳しい拒否は、それ以上の発展に対するあらゆる影響の喪失を意味したので、第一院は第二院の動議を支持したのである。

一八三〇年の王国の財政制度を瞥見すると、財政は二つの領域に区分されていた。一は、君主の管轄下にあるいわゆる王室金庫（Generalkasse）で、その主な収入は、御料地からの貢租、林業、レガーリェンから生じた。一八三〇年の王室金庫の収入は、約三七〇万ライヒスターレルであった。他は議会の管轄下にあるいわゆる国税金庫（Generalsteuerkasse）で、その主な収入は、直接税（人頭税、地租、家屋税）及びビール、火酒、塩、印紙の間接税から成っていた。一八三〇年のその収入は、約三五〇万ライヒスターレルであった。七名の選挙された財務委員（Schatzrat）と二名の官吏から成る財務委員管理院（Schatzratskollegium）がこの金庫を管理した。王室、省、ロンドンのドイツ政庁、州政府管区（Landdrostei）、王国の官公庁の経費は、王室金庫が負担し、その他の経費は、両金庫が共同で負担した。

王室金庫の瞥見が許されぬ一方、国税金庫が予算をいわば調整しなければならない王国の財政制度に自由主義者たちはこれ以上甘んじてはいなかった。一八三一年三月一〇日の第三会議において、ルーマン（W. Rumann）[22]第二院議長は、租税やその他の負担の重圧は、現在特に強く感じられ、王室金庫の状況においては、このような重圧は不必要であるという世論も同様に活発である。全てのものが、その上に広げられ、入り込めない覆いが少し掲げられるのを見ることを望んでいる。この望みは確かに不当ではない。……政府は、彫像のように沈黙し、静まりかえって、動かない。少しばかりの譲歩が無限に多くの善を行うことが出来、世論が強さを増すと、今日喜んで受けとられることが、明日にはことによると厳しい必要の産物と思われることを政府は理解しようとしないと[23]、政府を非難した。

リュンツェル議員は、今後どのようにして王室の費用を調達するかという問題を、いわゆる王室費（Zivilliste）によって解決しようと試みた。すなわち金庫の統合後、その収入の喪失後一定の補償を調達するために適当な金額が王に認められねばならないと論議した。この提案は、三度の審議において第二院の大多数によって承認された[24]。

第一院においてシュルテ（Schulte）議員は、この動議は第一院の威厳に反している。金庫が統合されることは、人民の望むところではなく、……幾人かの改革熱に耽っている人々の望みにすぎない。第一院の威厳は、この改革熱に対して戦うことを要求する。第一院は、邦の

真の福祉がそれを要求するときにだけ介入せねばならない。それまでは、既存のものを維持することを試みると述べた。[25]

ホンシュテット（v. Honstedt）議員は、第一院の動議を君主制の原理に対する攻撃とみなし、行政に対する信頼が揺るがされ、一般的な不信が支配しているのを否定した。生じているのは、少数の常軌を逸した人々の声だけである。しかし憲法に対する攻撃を含んでいるであろう多くの動議が、予期され得るので、提出されている動議を率直に拒否することは、得策とは思えない。一時凌ぎの態度をとることが妥当だろうと述べた。[26]

このように第一院は、原則的には金庫の統合に反対だった。これは、一部分感情的な要素に基づいていた。両金庫の統合は、王家の私的な領域への不当な干渉であるとみなされた。しかし反対の大部分は、「少数の常軌を逸した人々」の法的な「改革熱」よりも伝統的な等族的権利を高く評価する政治的確信に由来するものであった。従って第一院は、思いきってこの憲法上重要な一歩を踏み出し、全財政を議会の管理下に置く用意はなかった。けれども第一院がその全ての政治的な重みを失うつもりがないなら、第二院との一致が得られねばならなかった。その結果、一八三一年四月三〇日の議会の上申において「議会は、国王金庫と国庫の従来の分離を廃止する。それ故に議会は、国王陛下が国王金庫及び御料地金庫（die Königlichen General-und Domanial-Casse）と国庫との統合を命じ給い、適当な王室費を定め給うよう一致して提案申し上げます」[27]とあるように、第一院は第二院の発議に同意した。

この議会においては、一八三一年初頭の何ケ月の請願の殺到――その起草者の一部は第二院の議員になった――に示される当時の一般的政治情勢を考慮せねばならなかったため、第二院は、それ以前の議会に見られぬ進歩的な性格を持ったのに対して、過去一〇年間常に支配的な地位を占めていた第一院は、その本来の意見を貫徹し、そうすることによって第二院の発議を阻止することが出来ない政治的な苦境に陥った。それは、重要な決定を遅らせるか或いは次の議会に延期することすら敢てなし得なかった。さもないとそれはその政治的存在を危険に曝すことになったからである。

註

（1）自由主義的な新議員として、フロイデンタイル（G. W.

Freudentheil) 博士、ボードゥンゲン (F. W. Bodungen) 市長、法律顧問ヒーベル (G. C. E. Ebell)、クリスティアニ (R. Christiani) 博士、ザントフォス (C. F. Sandvoß)、テオドール・メヒィヤー (Theodor Meyer) 博士、商人ブロイジング (C. Breusing) が第二院に加わった。Karlheinz Kolb/Jürgen Teiwes, Beiträge zur politischen, Sozial-und Rechtsgeschichte der Hannoverschen Ständeversammlung von 1814–1833 und 1837–1849, Hildesheim 1977, S. 75 f.

(2) リューネブルク出身の弁護士、市書記。一八三一年以来第二院議員。Vgl. Ebenda, S. 76. Anm. 29.

(3) S. P. Gans, Verhandlungen über die öffentlichen Angelegenheiten des Königreichs Hannover und des Herzogtums Braunschweig, Brauschweig 1831, S. 9.

(4) ヒルデスハイムの市裁判官。一八三二年市法律顧問。一八三一年以来第二院議員。Vgl. Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 22. Anm. 70.

(5) シュターデ (Stade) 出身の弁護士。一八三一年以来第二院議員。一八四八年フランクフルト国民議会議員。Vgl. Ebenda, S. 63. Anm. 120.

(6) オスナブリュック出身の弁護士。一八二四年に第二院議員及びオスナブリュック州議会の財務参議官。一八四八年にハノーファーの内務大臣。Vgl. Lexikon der deutschen Geschichte, Stuttgart 1977, S. 1177.

(7) Zit. nach Gans, a. a. O., S. 10.

(8) Ebenda, S. 31.

(9) Ebenda, S. 70.

(10) Ebenda, S. 70.

(11) Zit. bei Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 82.

(12) Zit. nach Gans, a. a. O., S. 67.

(13) Zit. nach Ebenda, S. 68.

(14) Zit. nach Ebenda, S. 69.

(15) 一八一九年一二月七日の勅令は、新憲法を制定した。この憲法は、伝統的な等族国家と近代の代表原理との妥協といわれている。憲法の内容に関しては、千代田寛『『ゲッチンゲン七教授追放事件』の史的考察——国家権力と大学——その二』大学論集第二集、広島大学教育センター、一九七四年、五一—二頁参照。

(16) Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 83.

(17) 一八二〇—三七年第二院議員。一八二四年以後官房参議官。Vgl. Ebenda, S. 61. Anm. 113.

(18) Zit. nach Gans, a. a. O., S. 71 f.

(19) Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 84.

(20) オスナブリュックの騎士貴族の出身。一八一四年以後オスナブリュックの騎士の代表及び貴族の反対の指導者として全国議会議員。一八三七年にエルンスト・アウグストによって国務大臣 (Staats-u. Kabinettsminister)

に任命され、国王の憲法廃止に協力。Vgl. Ebenda, S. 21. Anm. 66.

(21) Ebenda, S. 84.

(22) 一八二四年ハノーファー市議会事務総長。一八二六年以後全国議会議員。一八三一年第二院議長。Vgl. Ebenda, S. 86. Anm. 56.

(23) Gans, a. a. O., S. 56.

(24) Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 87.

(25) Ebenda, S. 87 f.

(26) Ebenda, S. 88.

(27) Zit. bei Ebenda, S. 88 f.

三　代表と第四回全国議会に至る

選挙の経過

一八三一年の騒擾は、代表の構造と選挙手続が新しい規制を緊急に必要としていることを認識させた。現状を慨嘆する多数の請願書が官房府(Kabinettsministerium)の許に届いた。隷農はもはや政治的未成年の状態にとどまっていなかった。一八三一年一月の die Hamelnsche Gohe の請願書は、隷農は「自由な自ら選挙した代表を議会に」派遣することが許されることを請願している。官房府はこの請願を全く真剣に受けとめ、国王へのさまざまな請願書の送付のさいに添書でこの要求を支持した。「絶え間なく支配し、人為的に生み出され、維持されている騒ぎの後、我々は、農民身分のそのような請願になお若干の請願が続くであろう。……隷農身分の代表への許可に関する即刻の動議を差し当って延期することが、より得策ではないであろうかという不安を抑えることが出来ない」[1]と述べられているように、官房府は、この弊害が修正されない場合には、重大な混乱が生じることを懸念した。

一八三一年三月七日の都市及び農村の代表の選挙に関して、官房府は以下のような提案をしている。都市の議員の選挙に関する審議会は、市参事会員、市会議員、選挙人（それぞれ三分の一ずつ）から成る。選挙人は、個々の市区においてそこに家屋を所有している市民によって選挙される。少なくとも一〇ライヒスターレルの直接税を納めている市民のみに選挙人の資格が与えられる。[2]隷農の代表の問題に関しては、「それ故に議会が、我々がそれに提出させるであろう地代（Gefälle）の償却可能性に関する動議に賛成であると宣言すべきであるかぎり、我々は同時に隷農の代表に関する問題も、……ハノーファー、ヒルデスハイム、リューネブルク、シュターデ、

オスナブリュックの州政庁区のそれぞれから土地を有して定住しており、その他一般的な規定に従って資格を付与された二・三の代表が次回の邦議会には彼等に許可出来るように、早く規制され得ることを望まねばならないであろう」[3]と述べられている。

一八三一年六月二三日の返答書において議会は政府提案に原則的には賛成であると宣言した。唯能動的選挙権に関してそれを家屋所有者だけに制限するのでなく、全ての市民に拡大することを提案した。[4]このように代表の選挙の問題に関して議会は基本的に従来の代表構造に満足して、官房府の提案した修正を承認した。普通選挙権は問題にならず、貴族も市民の代表も彼等の優位を維持することを望んだ。隷農に対してのみ僅少の代表が認められた。

官房府は等族代表の徹底的な変革を意図した。一八三一年一〇月五日の国王への報告書において代表の構造の変更に関して以下のように述べられている。[5]官房府は、過去二回の邦議会の経過から一八一九年に創設された形での二院制は、極端な場合には第一院と第二院、政府と議会との間の協力を不可能とすると結論した。第一院は、それが主として土地所有と貴族の利益を代表しているので、阻止的な要素であると見なされた。官房府はまた両院間の将来生じるであろう克服出来ない対立を恐れた。

この危険に対処するために、一院制を導入するか二院制を維持する――その場合は、両院の構成を根本的に変えねばならなかった――かの二者択一に直面して、官房府は後者を選んだ。過去の経験によれば、二院制によって熟慮された協議が保証されるばかりでなく、全体の福祉に反する動議の場合には、政府は常に議会との闘争を乗り切らねばならぬことはなく、他の議院がこのような提案を拒否することが出来るからである。この目的を達成するためには、両院が異なった諸要素から成り、騒擾の時代においてもその名声と政治的な重要さを維持出来るために、それ自らの中にそれだけの道徳的な力と独立性を統一していることが重要である。正にこのことが幾つかの点で現在の第一院に欠けているものである。何故なら第一院は、議会毎にそのメンバーを新たに選出する一身分の代表と見なされているからである。従って官房府は、騎士貴族の勢力を狭めることを意図した。

第一院は、高位の帝国貴族、皇族、世襲貴族財産相続権者（Majoratsherr）、国王の任命した代表から成り、第

二院は、自由農、隷農、騎士貴族、都市の代表から成る。

国王ウィリアム四世は、一八三一年一〇月三一日の返書において「等族の全国議会の内部組織に関して、二院制は確かに……その基礎にならねばならない。現在提案されているような両院の構成――それによると、選挙された全代表は第二院に召集され、第一院は世襲的或いは個人的権利の原理に基づいて作られねばならない――は、確かに党派の精神と分裂――全体の平和と秩序に及ぼすその悪影響は計り知れない――を避けるように目論まれているように思われる。それ故に朕は、等族会議の二院のこのような組織が……先ず委員会で提案され、熱心に推薦され、そこでそれが好意的に受け入れられた場合には、同じやり方で王国の等族の全国議会に選出されるのを許可する」[6]と、官房府の提案に同意した。

一八三一年一一月一五日に国家基本法法案を審議する委員会が召集された。この委員会は、第一院、第二院、政府のそれぞれ三人ずつの代表から構成され[7]、一一月一五日から一八三二年二月一四日まで活動した。一八三二年四月二七日の国王への官房府の報告書は、委員会の審議の結果を以下のように総括している。「すなわち我々が、さまざまな利害が互いに接近し、相殺されるために第二院において全ての真の代表、それ故に騎士の代表もまた統合されねばならないということから出発したのに対して、両院の委員会は現状――それによると第一院は、主として騎士の代表から成っている――を基本的に維持することを望んだ。彼等の身分のためにそれが政府案のみによって持ったであろうよりもより大きな影響力を保持しようとする意図が、紛れも無く両院の両委員会の根底にあった。何故なら現在第二院においては都市の代表が圧倒的に優勢であり、第一院においては騎士の利益のみが支配しているのに対して、我々の法案によれば両者は第二院において互いに制限し合い、将来の第一院は、その議員の世襲と終身によって全く異なる地位を与えられるであろう。それにもかかわらず委員会は、第一院を我々が提案したやり方で成立させる困難さ、いや不可能なことを示そうと努力することによってこの意図を特に達成しようと試みた。そこから一時凌ぎの状態が永続的になり、政府は、取敢えず欠けている世襲貴族財産相続権者（Majoratsherr）の地位を占めるべき者を任命することによって第一院に対して余りにも重要な影響を及ぼすという事態が生じるであろう。従って第一院は、必要な力も必要な名声も得ないであろうし、正にそのこ

とから時とともに一院制が生じるかもしれないことが危惧され得る。目論まれている第一院の設立の妨げとなるであろう困難は、とりわけ大土地所有者が、大低年収四、〇〇〇ターレルの長子相続財産（Majorat）を作り出すだけの資産を持たず、そのような状態にある者は、彼等の息子の一人に有利になるように彼等の資産に信託遺贈を課すことを余儀なくされることは無かったであろうし、自分や彼等の子孫のために常に等族の会議に列席することを余儀なくされることは無かったであろう点にある。その他に国王によって生涯第一院に置かれる議員の数に対して極めて大きな疑念が見出された。[8]」

このように第一院、第二院ともに政府案に対して原則的に反対であった。双方とも議会の問題に対する政府の過度の影響を恐れた。何故なら官房府の構想によると第一院は政府の道具と見なすことが出来たからである。また両院ともそれらの代表者が一院にまとめられることを望まなかった。それによって彼等の政治的影響力が縮小されるのを恐れたからである。

選挙法に関しては、議会では余り詳細に論議されなかった。委員会は、政府に「都市における選挙方法と従来の隷農の代表に関する二つの規定を採用する」ことのみを勧告した。[9]

従って国家基本法が議会で審議される前に、委員会の審議によって二院制の維持と隷農の代表者の数だけの第二院の代表数の増大が決定された。

一八三二年二月二・二二日の条令によって、政府は、都市及び隷農身分の代表に関する選挙方法を最終的に決定した。[10] 都市の代表に関しては、選挙審議会は、市参事会員、市会議員、選挙人それぞれ三分の一ずつから成る。それ故に市民は、彼等が予備選挙で指名した選挙人を通してのみ代表の選挙に直接的な影響を及ぼすことが出来た。農民の代表に関しては、自由な非貴族土地所有者は、世襲的にホーフを保有する隷農とともに代表を選挙する。選挙の手続は、地方自治団体（Gemeinde）の有権者が代理人を選挙し、代理人が選挙人を選挙し、最後に選挙人が代表を選ぶ。このような規定によって隷農は、一八一九年には未だ自明視されていた政治的未成年の状態から解放された。

第四回全国議会は、一八一九年の勅令[11]に従って召集された。聖職者身分はその代表数を維持した。土地所有は、いわば二重の代表を持った。騎士土地所有者は、従来同様第一院において議席と投票権を与えられた。非貴族の

土地所有者は第二院に代表を送り出した。なお隷農も代表の選挙に参加しなければならなかったので、代表数は、一八一九年と反対に増加した。邦議会の資格のある都市の数は増えなかったが、選挙人の範囲は拡大された。一八三二年に第一院は、従来同様五一人の代表を持ち、第二院は七五人、七人増加した。

都市の代表の選挙に関しては、上述したように一八一九年の代表選挙に全く加わらなかった市民は、選挙人によって代表されるかぎりにおいて代表の選挙に影響を及ぼすことが出来た。市民が直接選挙する選挙人は、選挙審議会の三分の一を構成するに過ぎないが、市民の常任の代表である市会議員が、選挙委員会の三分の二を占めることを考慮に入れるならば、市民はかなりの発言権を得たと言える。[12] 数字の点から見ても都市の代表は改善された。一八一九年には比較的大きな都市のみが代表を立てることが出来たのに対して、国家基本法の公布後は、王国の全ての小都市や町にまで拡大された。その結果代表される市民の数は約一八一、〇〇〇人から二七五、〇〇〇人に増大した。[13]

農民の代表の選挙は、[14] 一八三二年二月二二日の条令によって規定された。選挙は個々の地方自治団体から出発した。地方自治団体は、その大きさによって代表者を決定した。代表は彼等の中から絶対多数票によって選挙人を選挙し、選挙人は全国議会の代表の最終選挙のための委員会を形成した。このように農民の選挙は、現行の行政単位に基づいていた。代表の数は州の大きさに従った。Calenberg, Göttingen, Grubenhagen 侯国から五名、Hohenstein 伯爵領から一名、Lüneburg 侯国から五名、die Bremischen Marschen から五名、die Bremische Geest と Verden 侯国から三名、das Land Hadeln から二名、Hoya 及び Diepholz 伯爵領から三名、Osnabrück 侯国から三名、Arenberg-Meppen 太公領と Niedergrafschaft Lingen から二名、Hildesheim 侯国から三名、Ostfriesland 侯国から五名、Bentheim 伯爵領から一名が選出された。一八四五年の統計調査によると、これら三八名の代表は、王国の総住民一、七五六、八九八人のうちの約一、三三七、六〇〇人を代表していた。[15]

最後に全国議会の構成を見ると、第一院においては各州議会で選挙された騎士の代表が最も重要な構成要素を成した。第二院においては政府が八名の代表―宗教財団(Stift)、修道院基金（Klosterfond）、新教宗教自治団体(das evangelische Konsistorium）の代表――を任名出

来ることによって、その影響力を保持した。市民は三七名の代表によって代表された。小都市と町も議員を出したので、二七五、三七五人の都市の総住民は、名実ともに代表されたと言い得る。それに反して、一、三三七、六二二人の住民数を持つ隷農・自由農は、僅か三八名によって代表されたに過ぎない。この議会の構成の割合から見て、社会のピラミッドの頂点に高級・下級貴族が位置し、都市の代表数は人口数に釣合っている。農民は十分代表されていない。ユダヤ人、借家人（Häuslinge）、職人のような下層階級は全く代表されなかった。

註

(1) Zit. bei Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 92.

(2) Ebenda, S. 93.

(3) Zit. bei Ebenda, S. 93 f.

(4) Ebenda, S. 95.

(5) 官房府の報告の内容については、Vgl. Ebenda, S. 96 f.

(6) Zit. bei Ebenda, S. 98.

(7) 第一院の委員は、von Knyphausen 伯、枢密参議官 von der Schulenburg 伯、侍従 von Wallmoden. 枢密参議官 von Schele, von Münchhausen, 陸軍砲兵元帥 von der Decken, 騎士議長（Ritterschaftspräsident）von der Decken, 第二院の委員は、Stüve, Lüntzel, Kettler, Rumann, Freudentheil 博士、Sermes 博士、Meyer 博士、政府委員は、大臣 von Schulte, von der Wisch, 官房参議官 Rose, Falcke, Ubbellohde, 財務参議官 v. Reden, 文書局参議官 Wedemeyer, 宮内参議官 Dahlmann 教授である。Ebenda, S. 98.; Georg August Grotefend, Geschichte der allgemeinen landständischen Verfassung des Königreichs Hannover in den Jahren von 1814 bis 1848, Hannover 1857, S. 99. Anm. 2.

(8) Zit, bei Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 99.

(9) Ebenda, S. 100.

(10) この条令の内容に関しては、Vgl. Ebenda, S. 100 f.

(11) 第二章註(15)参照。

(12) 例えば一八三三年に Celle 市の市長 Lauenstein が、市参事会が市法律顧問 Schwarz が選ばれることを必要としているという理由から新選挙を実施しようとしたのに対して、市会議員と選挙人とが執拗にそれに反対してそれを阻止している。Ebenda, S. 104.

(13) Ebenda, S. 104.

(14) 農民の代表の選挙に関しては、Vgl. Ebenda, S. 104 ff.

(15) 全国議会の構成に関しては、Vgl. Ebenda, S. 106.

四　ダールマンと官房府の憲法法案

国王代理と官房府は、国家基本法の起草に反対の態度を取らなかった。とくに枢密官房参議官ローゼは、官房府において最も活潑に憲法の問題を支持した。第一院の決議の二・三日後（四月一六日）に枢密官房参議官ホッペンシュテット（C. W. Hoppenstedt）は、秘密の書簡でダールマン教授[1]に憲法法案の作成を委頼した。ほぼ三週間後（五月一二日）にダールマンは、彼の作成した法案[2]をホッペンシュテットの許に送付した。

法案は六章一一八条から成り、第一章は一般的原則を、第二章は国王と王国の領土について、第三章は全国議会について、第四章は国家における全国議会の活動について、第五章は臣下の権利及び個別的な保証について、第六章は一般的な諸規定について述べている。

第一条は、「ハノーファー王国の政体は世襲君主制[3]である。国王の臣下は、……全国議会を通して一般の課税及び立法に参加する。王国の司法は独立しており、基本的な諸関係においては他の行政から分離されねばならない。臣民は、永遠に体僕制（Leibeigenschaft）と隷民制（Eigenbehörigkeit）から自由であらねばならない。彼等の土地負担は償却出来る。彼等は移転の自由の権利を持つ。彼等はキリスト教の宗教の自由を享受する。彼等は告訴、請願、自由な出版の権利を行使する」と、憲法の基本思想を述べている。第二条は、「王国の統治は、……家法の婚姻から生じる王室の子孫の世襲である。正確に言えば女性を全く除外して、長子の権利に従ったLineal-folgeにおける世襲である。国王は、満一八歳で成年に達する。未成年の場合は、その期限、後見及び摂政政治が行われる」と、第三条は、「国王の人身は、神聖にして犯すべからざるものである」と規定した後、「国王は、即位のさいに国家基本法に対して宣誓を行う」と規定している。第四条は、「王国は、ドイツ連邦の不可分離の構成要素を成し、全体的或いは個別的に王国に関係する連邦議会の全ての合憲的な決議は、それらが国王によって公布されるかぎり、王国にとって有効である」と規定している。

王室の収入に関しては「王室の収入は王室費――その半分は御料地から、他の半分は一定の貨幣収入から成る――から生じる。最終的に与えられる御料地は王室の世襲財産にされる。それは、負債や他の継続的な負担を負わされてはならない。王室費は、各政府の始めに全国議

会の同意を得て決定される」（第五条）と規定されている。

全国議会の権利に関しては、「全国議会は、国家の需要に必要な租税の承認の権利、……政府が意図する全ての一般国法への同意の権利、……そして自ら政府に法を……提議する権利を持つ（第三章）。議員に関しては、「全国議会の各議員は、その身分乃至官職あるいは彼が選ばれる地方自治体の代表としてでなく、全王国の代表と見なされねばならない（第三章第八条）。「各議員は、彼個人として完全に有効な投票をする権利を持つが、これを他の議員に委託してはならない（第九条）と述べられている。

議会の構成に関しては、「全国議会は、その一部は個人的或いは職務上資格のあるメンバーから、他の一部は邦議会の会期の間選ばれた議員から成る。全国議会は、その仕事のために……二院に分れる」（第一一条）と二院制が主張されている。一八三五年に刊行された『政治学』の中でダールマンは、「二つの同等の権利を持つ議院は、国家の統一を団体の投票に解消することなしに人民の相違を取り入れる。一院が他院の批判を恐れねばならぬかぎり、二院はより強く訴えかける、円熟した審議を保証する。同一の院の数回にわたる審議は、他院――そこでは動議を提出し、理由のあらゆる強さ、場合によると全ての党派の力を動員してでも激情の炎の中でそれを貫徹したものが議席を持っていない――における始めからの十分な審議が行うことを行わない。一院は、場合によっては改良である変革へのより多くの弾力を持つ。二院は変革的よりもより多く維持的である。それ故に改良に対してより緩慢である。しかし一度通過したものは、容易に再び逆行しない。良い土台に建てられた憲法においては維持は、急速な改良のたやすさよりも重要である。二院は君主に対してより多くの保証を与える。何故なら立法は、それ自身において誤りを正し、君主が多くの否を言わなくてすむ。二院は、同時に議会をより高い立場に置く。何故なら両院の意見の一致は、大低人民の声をも意味する。そして決議が同じ院の場合によると偶然的な多数でなく、二院――そこでは衡突する利益がない訳でもないであろう――の一致に基づいているところでは、君主の拒否の返事は非常に述べ難いであろう」[4]と述べている。このような二院制の主張の点でダールマンの立憲主義理論は、一院制による同等の権利を持つ市民の基礎の上に人民と議会の最大限可能な一致を得ようとするロ

テックの立憲主義理論[5]と相違していた。

議会の構成に関しては、第一院は、王室の王子たち、シュタンデスヘル、王国の旧領邦議会議長（Erblandmarschall）、ホーエンシュタイン（Hohenstein）伯爵領に関してはvon Stolberg=Stolberg伯、郵便局長General=Erb=Postmeister）von Platen=Hallermund伯、Loccum修道院長、St. Michaelis zu Lüneburg修道院長、Neuenwald修道院長としてのBremenschの騎士議長、Hildesheimの司教、Osnabrückの司教、王が邦議会の会期中任命する名声のあるプロテスタントの聖職者、王がそれに世襲の投票権を与えたか或いは与えることを望む世襲貴族財産相続権者（Majoratsherr）、租税及び財務管理院長官（der Präsident des Ober=Steuer=und Schatz=Collegii）、彼等が騎士のメンバーであるかぎり、州議会によって選ばれた租税及び財務管理院のメンバー、騎士領の所有者から邦議会の会期中選ばれた三五名の代表等から成る（第一二条）。第二院は、騎士の出身でない、終身選挙された財務管理院のメンバー、修道院の代表、ゲッティンゲン大学代表、宗教自治団体（Consistorium）から選ばれた二名の代表、首都ハノーファーの代表、ゲッティンゲン其他の都市の代表、一部はグルンドヘルから自由な、一部はなお義務を負う土地所有者からの、正確に云えば政庁管区（Landdrostei）からの三九名の代表（ハノーファー八名、ヒルデスハイム五名、リューネブルク八名、シュターデ六名、オスナブリュック七名、アウリッヒ五名）等から成る（第一三条）。

議員は以下の諸条件を満たさねばならない。すなわちキリスト教の三宗派のうちの一つに属し、王国内に居住し、原住民の権利を持ち、法定の年齢で、王国内に合法的な、課税の対象となる財産を持つか王国内の定められた官職或いはその他の収入を取得せねばならない（第一四条）。全国議会議員となるためには、第一院の場合は満二五歳、第二院の場合は満三〇歳でなければならない（第一八条）。被選挙権に関しては、第一院に選ばれる土地所有者は、彼等が選ばれる州の騎士領所有者で王国内の所有地から抵当に入っていない六、〇〇〇ターレルの収入を持たねばならない（第一九条）。都市及び町においては、祖国の所有地或いは土地に投資された資本から三〇〇ターレルの純収入を持つか或いは邦で課税の対象となる年六〇〇ターレルの収入を取得する全ての臣下に被選挙権が与えられる（第二〇条）。

邦議会の所在地は首都ハノーファーであり（第二一六

条)、議会の任期は六年である。但し政府は議会を期限前に解散する権利を持つ(第二七条)。再選は許可される(第二八条)。議会は毎年召集され、期日はランデスヘルシャフトによって決定される(第二八・九条)。日当と旅費は、国庫によって支払われる(第三三条)。

議会の活動に関して第四章は以下のように規定している。「全王国にかかわる如何なる法律も全国議会の同意なしに制定、廃止或いは信頼すべく解説され得ない」(第八七条)。但しその執行は国王もしくは政府のみの権限である(第八八条)。「全国議会は官房府とのみ直接仕事の接触がある」(第八九条)。「全ての一般的な法律と条令の公布は、国王或いはその名儀で国王の名代によって常に閣僚の副署を得て行われる。この副署のない国王の条令は偽物と見なされる(第九〇条)。全国議会は、その議院の一つの動議に基づいて大臣或いは高級国家官吏の弾劾を決議する権利を持つ。弾劾は反逆、憲法違反、恐喝等に関して行われる。訴訟の審理は公開である。無罪判決が下されない場合は、被告はその官職を解任される(第九一条)。邦税の承認の権利は全国議会の権限に属する。大蔵省によって作成され、議会に提出される予算案は、選挙毎に先ず第二院に選出され、第二院から対称的な審議のために第一院に受け継がれねばならない(第九三条)。「その目的のために従来の金庫の分離は廃止され、国王金庫と国庫との結合が生じる」(第九六条)。

臣下の権利に関しては、第五章において「臣民は、全国議会によって承認され、それと合意の上で公示された邦税のみを支払う義務がある」(第一〇〇条)。「隷農制(Eigenbehörigkeit)は、それがなお行われているところでは全廃される」(第一〇一条)。「如何なる臣民も合法的な形式による以外に逮捕され、その逮捕の理由について尋問されることなしに二四時間以上投獄されてはならない」(第一〇八条)と規定されている。司法権に関しては、「司法は独立しており、現行法に従った決定に対してのみ義務を負う」(第一一〇条)。「司法の完全な独立を基礎づけるために行政当局の裁判権は廃止されねばならない」(第一一一条)。「死刑の判決は、国王——恩赦と刑罰の緩和や免除はその手中にある——の確認なしには執行されない。けれども法的に開始された裁判所の取調べは、恩赦によって打ち切られてはならない」(第一一二条)と規定されている。宗教、請願、検閲に関しては、「ヴィーン会議議定書によって対等の立場に置かれた三つのキリスト教は、平等の政治的権利を受ける。……ユ

ダヤ人は、王国のどこでも平等の権利を受け、この権利は確定されねばならない（第一一四条）。「全ての成年の臣下は、上級の邦当局への請願の権利を行使することを許される」（第一一五条）。「精神的な交流、従って出版の自由は原則として維持されねばならない。検閲は、ドイツ連邦法によって規定された場合にのみ行われる」（第一一六条）と規定されている。

官房府においては、文書局書記官（Kanzleisekretär）ウベェローデ（Ubbelohde）が、閣議の審議の基礎としての憲法法案を仕上げることを委託された。そのさいダールマンの構想がどの程度使用されたかは、明確に確定出来ないが、両法案の比較は、ダールマンの法案からの殆ど全ての国法上の術語がウベェローデのそれに再び見出されることを示している。全体的に見てウベェローデがより実用的で詳細な提案をすることを試みているのに対して、ダールマンはいわば理論的な問題を提出している。(6)

次にウベェローデの法案(7)を一瞥すると、第一章は一般的な諸原則を述べている。それによるとハノーファー王国は、基本法によって「不可分の全体」である。統治形態は「世襲君主制」であり、君主はその権利の行使に関して基本法に縛られている。この点で法案は一八世紀の家産制的国家観との決定的な断絶を示している。国家と王家とは原則的に分離し、領土の存立はもはや君主という人によってのみならず、とりわけ基本法によって保障される。例えばヴィーン会議におけるような国土の交換は、これ以後不可能である。

第二章は国王の権限について述べている。「国家の元首としての国王は、国家権力の全権利を一身に統合する。」王権は、外交、執行権、裁判と昇進との監視に関係する。残りの諸条項は、王位継承、政権担当能力及び摂政職について述べている。これに関して君主が官房府、旧領邦議会議長、財務庁長官（Kammerpräsident）の面前で行う「邦憲法の確固たる固持」の宣誓が強調されねばならない。

第三章は臣下の権利と義務について述べている。この章は、いわば国家市民の創造のための計画を立案している。貴族の課税上の特権は制限され、兵役は全てのものに対して拘束力を持ち、信仰の自由は全てのものに与えられる。全ての邦住民の裁判籍は同一であり、人身と財産の自由は、法の規定による制限にのみ服すべきである。さらに請願及び抗告の権利は保証され、「出版の自由

は、濫用に対して公布される法律とドイツ連邦の規定を守って行われる」。

第四章は地方自治団体について述べ、ハノーファー王国の広範囲に及ぶ都市条令の原則が立てられ、都市の自治権が強調されている。

第五章は、領邦君主の教会権について述べている。

第六章は議会の権限について述べている。「全ての法律――それによって邦の住民に国家への新たな給付が課せられる――は、それの公布、それの改正や信頼すべき解釈のために全国議会の同意を必要とする。全王国に……関係する他の新しい法律の場合には全国議会の勧告が傾聴されねばならない。」両院の会議と討議は公開されるべきである。

第七章は財政の問題について述べ、節約の理由から行政の簡素化のために「唯一の国庫」――そこから全ての公的な支出が賄われる――が要求されている。今後は、王宮、庭園、貢租（Gefälle）、森林、鉱山、塩田のみが王室のものである。しかしこの王室財産も議会の同意を得てのみ処分することが許される。そこから生じる収入の使用目的も確定されているので、王室には私有財産として御内帑金だけが残る。王室の維持のために「王国の議会が管理及びその結果に関して最小限の影響或いは問い合わせを要求し得ることなしに」君主が国王の管理下にその王室財産から得ることが出来る五〇〇、〇〇〇ライヒスターレルがその自由になる。国庫の収入の監査後、その時その時の会計年度の支出の明細表に目を通し、その承認を述べる権利は議会にある。

第八章は最高の邦官庁と国家役人について述べている。全ての統治権は国王から発する。国王は大臣を任命し、「随意に」解任する。君主は「神聖にして不可侵」であり、議会は国家基本法と相容れない政府の政治的行為と戦う可能性を持たねばならないので、「全ての大臣或いは当該省局長は、彼が署名或いは副署する如何なる指令も国家基本法の故意の侵犯を含まない」ことに対して責任を負うと、大臣責任制の思想が述べられている。

ウベェローデの法案は、一八三一年八月一六日から九月一六日まで閣議で詳細に審議された。国王代理、大臣ブレーマー（Bremer）、メディング（von Meding）、シュトラーレンハイム（von Strahlenheim）、アルテン（von Alten）、シュルテ（von Schulte）、官房参議官ローゼ、ファルケ（Falcke）、ホッペンシュテット、官内参議官ダールマン、文書局参議官ウベェローデが会議に参

加した。[8]

最も基本的な変更は代表の問題に関して行われた。騎士、都市、農民の代表は第二院に所属させられ、第一院は皇太子、シュタンデスヘル、特定の官公吏、世襲貴族財産相続権者一一名から構成されることになった。他の殆ど全ての条項は、詳細に討議された後、ウベェローデの提案の僅少の修正ということで意見が一致した。大臣責任制に関しては、セルレ（Celle）の上級裁判所が、憲法違反の場合に議会が問い合わせる裁判所に定められた。官房府が法案に付け加えた唯一の改良である憲法の保証は、次のように述べられている。「それによって憲法の変更が出来るだけ困難にされる規定を取り入れることが必要と見なされた。政府の側からは常に、議会の側からは、二回連続して開かれる邦議会で行われた一致した決議の結果として憲法改正が提案され得、議会の各院の憲法改正の決議は、少なくとも全議員の出席と出席者の三分の二の合意を前提とすることが、この目的に相応しいと見なされた[9]」。

一八三一年一〇月五日から三一日に至る期間、ロンドンにおいてウィリアム四世と大臣オムプテーダ（von Ompteda）はハノーファーの官房府の憲法法案について協議を重ねた。官房府は枢密官房参議官ファルケ（Falcke）を法案をより詳細に説明する使命とともにロンドンへ派遣した。ウィリアム四世は、法案の約一四ケ条の重要でない条項を修正した後にそれに署名した。こうして一八三三年九月二六日に新憲法は発布された。同月国王は、オムプテーダと官房参議官ファルケを通して次のハノーファー王に目されているエルンスト・アウグストに国家基本法についての意見を求めた。エルンスト・アウグストは、国王の好意に対して丁重な謝意を表した後、議会の討議の公開、議員の日当、予備役の兵士の市民当局下の地位の三点についてのみ難点を示した。それにもかかわらず、一〇月にハノーファーの大臣が彼に国家基本法を報告し、第一院の彼の議席を占めるつもりかと質問したとき、彼は議会の採用に男系親の承認が求められなかったので、新しい法によって未だ拘束されていないと思うと答えた。[10]

註

（1）憲法法案の作成がダールマンに委託されたのは、ゲッティンゲン革命のさいの彼の言動によるところが多いものと思われる。革命当時彼は以下のように述べている。

「一体誰に対してであろうと、誰が抗議し、請願するために立ち上るべきであろうか？　一点の疑いもなく、最も控え目に言っても、この権利は邦の議会団体に、大学に関して言えばこの団体の代表である大学評議会のものである。ゲッティンゲンの大学評議会は、もはや何年か前のようにいわゆる名誉学部の全メンバーから構成されてはいない。ゲッティンゲン革命の名の下に知られる一八三一年一月の事件は、変更への衝撃を与えた。……当時私だけが全評議会で正式の掲示によって学生に蜂起にこれ以上加わらないように警告し、それに結びつく危険を気にかけてはならないと発言した。何故ならそうすれば、明らかに強制されて行動をともにしているらしい善良な学生たちは、間もなく悪い学生たちから離れるであろうし、善良な市民たちもそれに続くであろうと。しかし誰も私の意見に賛成しなかった。恐れおののいていた政府全権監督官もそうであって、困りきって、途方に暮れている人々から提案をしてほしいと飽くことなく繰り返した。とうとう宮内参議官ガウスが、このような警告の起草を私に委託したらと提案した。私は、私の腹案がどんなに変更されても構わないが、即刻この措置を実施することが決議されるということを条件にそれを引き受けた。しかしこの提案がつぶれたとき、私にはもちろん私がしたように、私の提案は評議員会の義務の範囲内にあるものを含んでいるにすぎず、否決を義務違反と呼ばねばならないというしかなかった。蜂起の当日私は大学の代表団の一員として首都に赴き、疑念と不安が政府を一杯にしているときに招集された閣議でためらわずに、国王の軍隊は、一滴の血も流れることなしにゲッティンゲンに入場するであろうと、意見を述べた。この意見の表明――私は単に慎重なひととしてはそれを言わなかった方がよかったであろう――は、ケンブリッジ公の注意を引いた。公はその時には何も答えられなかった。しかし代表団が退場すると、高貴な慈悲深い公は、次の間に私を追って来られ、私に私が断乎として述べた意見とその理由をもう一度繰り返すよう命じられた。それ以後私は官房府と国王ウィリアム四世の何時も変らぬ信頼を得た。」Zit. nach Friedrich Christoph Dahlmann, Zur Verständigung, in F. C. Dahlmann's Kleine Schriften und Reden, Stuttgart 1866, S. 254 f.

(2) 法案の全文は、Karl Janicke, Dahlmann's Antheil am Hannoverschen Staats=Grundgesetz von 1833, In: Zeitschrift des historischen Vereins für Niedersachsen, Jahrgang 1890, S. 259-290 に収録されている。法案の内容については、Otto Georg Brügmann, Die Verdienste Dahlmann's um das hannoversche Staatsgrundgesetz von 1833, Diss., Jena 1902. 参照。

(3) 主著『政治学』においてダールマンは、「国民の大多数は、何時の時代にもこの極めてもっともな、情のある

統治法を必要としている」(F. C. Dahlmann, Die Politik, auf den Grund und das Maß der gegebenen Zustände zurückgeführt, 3, Aufl., Leipzig 1847.)と、君主制がドイツにおける歴史的発展の歩みから生じた政治的必然であると論じている。

(4) Ebenda, S. 132 f.

(5) ロテックの立憲主義理論については、Vgl. Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 110.

(6) 例えばダールマンは、金庫の統合に関して「従来の金庫の分離は廃止され、国王の金庫と邦の金庫との統合が生じる」であろう(Janicke, a. a. O., Jahrgang 1890, S. 285.)と記しているのに対してウベェローデは、「管理とそれによって引き起される費用の出来るだけ可能な節約のために、御料地及びレガーリェンから生じる総収入は、王室の直接の管理に残された領地だけを例外にして、邦税、道路通行税、手数料収入などとともに単一の国庫——それから全ての支出が賄われる——に流入する」と述べている。Vgl. Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 111.

(7) ウベェローデの法案については、Ebenda, S. 111 ff. 参照。

(8) Ebenda, S. 114.

(9) Zit. bei Ebenda, S. 115 f.

(10) Treitscke, a. a. O., S. 166. 即位後のエルンスト・アウグストによる憲法廃止については、拙稿、前掲論文(一)参照。

五　法案に対する議会の立場

一八三二年五月三〇日に同年二月の選挙法に基づいて選ばれた議会が召集された。その構成に関して第一院には変化がなかったが、第二院においては農民の代表数は三九名に増大し、都市においては選挙人の参加によって選挙手続きが強化された。「ハノーファーは、始めて上から処分されない全土に及ぶ選挙運動を経験した。政府の選挙の策動も問題にならなかった。騎士は彼等の代表に官吏や判事を選ばず、候補者名簿は、上級裁判所参議官、州政庁参議官(Regierungsrat)、郡長(Landrat)、官房参議官(Kammerrat)、軍事参議官(Kriegsrat)、枢密参議官(Geheimrat)、地方長官(Drost)、陸軍大佐(Oberst)等で一杯だった。……第二院に関しては、政府は、そこでの最も重要な働き手と古い支柱とが宗教財団(Stift)によって選ばれるのを見ることに殆ど成功しなかった。ハノーファーの宗教局(Konsistorium)は枢密官房参議官ローゼを選んだ。……諸都市の中ではハメルンだけが全く政府の意向に沿って選挙した。……農村の選挙区の

中ではホーエンシュタイン（Hohenstein）伯爵領の代表だけが政府の候補者だった。……諸都市は、従来のようにハノーファーに住んでいる政府のメンバーを選挙せず、その市長或いは法律顧問を派遣した。若干の都市は弁護士も選挙した。リューネブルクは法学博士テオドール・メェーヤーを、ハールブルクは弁護士エリッヒ（Erich）を、die Hoyaschen Flecken は法学博士クリスティアニ、アルフレット・ヴァインハーゲン（Alfred Weinhagen）[1]を、シュターデは法学博士フロイデンタイルを、ノルトホルン市は参議官ベニング（Bening）を選挙した。ゲッティンゲンにおいては、激しい選挙戦後にザールフェルト教授[2]が保守派と見なされていたエーベルに勝った。ウズラール市は、臨時議会のメンバーで、ルーデンの編集した書物――『その公的関係から見たハノーファー王国』――の著者である極めて自由主義的な教区監督コーメ（Come）博士を選挙した。……一八三一年の全ての自由主義の指導者と弁士は選ばれた。全ての被選挙者は、若干の政府の票を除いて自由主義的だと見なされた[3]」と、『ハノーファー王国史』の著者オッパーマンは、当時の選挙について述べている。

次に国家基本法に関する議会の討議[4]を一瞥すると、第一院ではクニップハウゼン（Knyphausen）議員が、「議会は国家基本法を、それが全ての州議会によっても採択されるまでむしろ法的な効力を与えられないという保障つきでのみ採択することを決議してほしい[5]」と、国家基本法を個々の州議会の好意に依存させようと試みた。シェーレは更に一歩を進めて、州議会のみに国家基本法に関する動議を提出する権利を認めようとした。ホンシュテット（Honstedt）は、「従ってこの動議は、いわばそれにもかかわらず議会によって既に臣下及び諸侯の権利の維持と将来の攻撃に対する保障のために必要と認められた法そのものの拒否を意図している[6]」と反駁した。ヴァンゲンハイム（Wangenheim）、レーデン（Reden）、ミュンヒハウゼン（Münchhausen）は彼の主張を支持し、クニップハウゼンの動議は、一八票対一七票でもって否決された。このように第一院の議員の半数近くが、立憲制を無用と見なして、政治的に止むを得ない事態がないのに立憲的傾向の手助けをしたという非難を政府に浴びせた。

第二院においては、枢密参議官ローゼが、「とりわけ党派とその時々の激情を超越して、自由に行動する国王を持つ強力な政府を創設することが重要である。国王の権

利の維持と並んで人民の権利と自由の承認が第二の条件である。最後に地方自治団体、州議会及び全国議会の機構、正しい地位及び構成が、第三の基礎と憲法の最も困難なと言ってもよい課題である[7]」と、討議の口火を切った。シュトューフェ議員は国家基本法の課題を「極めて混乱した状態がはっきりさせられ、多くの未だ強固ではあるが、不適切なものが取り除かれ、複雑な財政が整理、簡略化され、過去三〇年の出来事によって不明確になった政府に対する臣下の関係が再び規制され、……とうの昔に根拠が無くなっている免税特権が廃止され、合目的的な構成と州議会に対する正しい立場による等族による人民の代表が保証されねばならない。この課題は権力によってでなく、協同、自由で誠実な討議によってのみ追求されねばならないだろう[8]」と述べ、「少なくとも……従来の不確かさと不安さとは終らねばならない。……我々の状態により大きな安定を得させる努力の点で行き過ぎることなしに、十分に前進せねばならない。従って非常に注意深い考慮が必要である。現状から判断すると、我々の討議は、全ドイツにとって非常に重要である。我が邦における憲法の仕事が成功するならば、全ドイツ中に正義の勝利は確実である。ドイツの安寧は危険に曝されているので、尚一層理性と中庸とが、差し迫った討議を導くことが望まれるべきである[9]」と結んだ。

リュンツェル議員は「法案の中に先ず第一に一方的な政府の仕事――それには先ず付け加わった国民の意見によって必要な多面性、普遍性及び大衆性が与えられねばならない――を見た。そしてとりわけ、計画は余りにも貴族主義的であり、特に二院制と州議会に関してそうであり、政府はとりわけ可決権（Bewilligungsrecht）の場合に余りにも決定的な優位を要求していること、御料地が硬直した固定した状態に置かれていること、ドイツ連邦に我々の問題、とりわけ出版の自由への影響が許可されねばならないこと[10]」等を非難した。

ザールフェルト教授は、以下のように一層過激な意見を述べた。「自分は、憲法を文書化する近時の一般的傾向をそれ自体賞讃に値すると思っている。しかし歴史的基礎の審議――変更された諸規定に従った改善、それ以上の発展能力、最後にとりわけ人民の精神と要求に根差さない欽定憲法は長続きし得ないので、君主と人民の相互的な同意を基本的な条件として要求した。これらの要求から判断すると、五月一一日の王の通達が、多くの重大な問題に関して徹底的にまた最初から決定した。従って

それに関する自由な討議は殆ど納得出来ない。それに加えて人民の従来の権利は、多くの重要な点で縮小されたので、提出された憲法の大部分は欽定憲法であることを示している。従って自分は法案に全く同意出来ない。このような憲法を持つよりはむしろ持たない方がよい[11]」。

両院の極端な傾向は、ザールフェルト、シェーレ両議員によって代表された。従って一方では、政治の現実を無視して自分の信念のみを認める自由主義の空論家が、他方では、政治的打算をもって自己の考え方を押し通そうと試みる反動主義者がいた。しかし多くの議員たちは、憲法問題の客観的な審議を行おうとする温健な立場を取った。とりわけローゼとシュトューフェについてはそう言い得る。両者の発言には、議会が余りにも広範な要求を提出することによって、その影響力を全く奪われはしないかという不安が見られた。

両院で最初に討議された財政に関して、憲法法案は、全金庫は統一的な、議会の予算法に服している国庫に統合される旨規定していた。国王は、金庫の統合のためにそれ以前の資金調達の基となっていた御料地を失った。憲法法案は、王室はいわゆる王室費――その収益は五〇〇、〇〇〇ターレルと定められた――を与えられると規定していた。王室費は国王の管理下にあるとされた。

法案は第二院の強い反対に出会った。リュンツェル議員は、官吏が管理する御料地が君主に未だ残されていることを厳しく批判した。ホンシュテット（v. Honstedt）議員は、「金庫の完全な統合の中にのみ安寧（Heil）を、全く私的な御料地の区別の中に全ての部分の一層激しい抗争の萌芽のみを見、完全な統合抜きの公正な税制を不可能と思う[12]」と述べて、リュンツェルの意見を支持した。

ローゼは彼等の主張を反駁して、国王は自由な決断から金庫の統合に同意したが、国王に独立の財政上の地位――土地所有に基づき、国王自身の管理によって運営される――が保証されるという二つの条件の下でのみ同意したことを強調し、この点に関してこれ以上の要求がなされるならば、金庫の統合に至らないであろうし、それによって国家基本法は無効になるであろうと主張した。

シュトゥーフェは、原則的にリュンツェル、ホンシュテットと同じ意見で、王室費は如何なる場合でも「議会と協力して算出されねばならない」ことを提案した。彼の提案は第二院においては承認されたが、第一院においては政府の法案が受け入れられた。

一九世紀の立憲制の核心である二つの複合体は、租税同意権と予算権であった。議会の租税同意権は、一八一四年以来一般に認められていたので、予算権をめぐって議会で極めて深刻な対決が生じた。法案においては、原則として議会に予算を査定し、承認する権利が認められた。しかし予算の自由な処分権は制限されていたので、政府と議会は、次の議会で支出予算の規定を討議して決めねばならなかった。この考えによると、議会には結局一般会計の表面的な審査権しか残されておらず、真の租税同意権は、政府が臨時の資金を必要とする場合だけであった。

このような解釈は第二院において非常な憤激を呼び起した。リュンツェル議員は、「もしもこの条項が修正されないならば、議会はその古い、自然の、議会の起源の中にその根拠がある権利を放棄し、そのことによって邦内にみじめな印象を引き起し、邦の信用は失われるであろう」[13]と述べた。

議会における反論を予期していた枢密官房参議官ローゼは、法案が「双方の要求」を満足させる――「すなわち国王が議会の動議に対して、今議会に、従来彼に専ら認められた御料地の管理と同じように無制限に認められた邦の国内行政に対する新たな影響を許可する心構えがあるならば、国王もまた議会の権利のそのように大きな拡大に対して、国家の福祉にすら必要な政治権力の然るべき確保を要求せねばならぬことは、事柄自体に根差している。党派とその時々の激情を超越して、自由に行動する国王を持つ強力な政府は、国家の安寧にとって基本的に必要である。無制限の同意権によってこの立場は、基本的に危険に曝されている。議会はその権力を国王の権力の上に置くことが可能にされる」[14]ことを議員に納得させようと試みた。

これに対して、ザールフェルト、フロイデンタイル、リュンツェル、クリスティアニは、議会の無制限の同意権を要求した。

議論のこのような展開が金庫の統合を極めて危ふくすることを懸念したシュトゥーフェは、このような原則の議論を拒否して、「節約が肝心である。そのための唯一の手段は、しばしば議会の削減だけであり、その他に政府をして常に良心的な査定をさせる権利である。けれども管理の秩序は、共同で承認されたしっかりした規定によってのみ栄える。」[15]「但し規定は、常に議会の提案に基づいて修正されねばならない」[16]ことを提案して、両党派を

妥協に動かそうと試みた。

第一院においては、シェーレを中心とする反動グループは、財政に関する章を原則的に拒否した。「何故なら金庫の統合は、王権の原理の変更と見なされることが出来、国王を第一の国家役人におとしめたからである。」このような基本的立場から、彼等にとって第七章の個々の条項の詳細な審議は、最初から重要なことではなかった。その結果ホンシュテットを中心とする数的に比較的強力なグループだけが、政府の提案に対する立場を明らかにした。第二院同様彼等も確定的な規定に反対し、政府と議会が共同で支出予算を決定すべきであることを提案した。

財政に関する議会の各党派の議論を総括すると、シェーレを中心とする第一院の小グループは、国王を一定の王室費に制限することを原則的に拒否し、これを君主制の原理の侵犯と見なした。国王は、二度と償い得ない政治権力の喪失を蒙ったと、彼等は断言した。しかし両院の議員の大多数は、王家と国家の決定的な分離の時期が到来したと考えた。彼等は、君主が広範囲な財政基盤を独裁的に自由に処理出来ることをもはや正当なことと見なさなかった。彼等はもはやこれ以上議会において従来の従属的な役割に甘んじる気はなく、租税同意権の他に全支出予算についての監督を望んだ。

法案第六章は、州議会と全国議会との間の権限の限界、議会の立法権、両院の構成、選挙手続き、議事規則の最も重要な問題、討議の公開等の条項を含んでいた。第二院においては、一院制か二院制かについての原則が討議された。政府の代表のローゼは、フォタント（Vo-tant）氏は、「全国議会に関する規定の判断の主要な観点として、全統治権力の総体は、今後も国王のものであり、議会には個々の権利の行使のみが残されている。立法のさいのその競合についての疑念は、無条件の同意の承認によって高められた。基本的な条件としての二院制の維持は、討議外である。両院の新たな内的構成によって一方的な傾向についての従来の苦情を取り除くことが試みられた」[17]と述べた。リュンツェル議員はこれに反対して、我が邦の経験によれば、貴族院は、その全体的傾向から見て、あらゆる時流に適った改革に最初から逆らわねばならない。二つの異なった議院に代表される対立する利害と原理は、事柄の性質上、極めて厳しく、険しい性格を帯びざるを得ない。それに対して、それらの一院への統合は、融合の漸次の歩み寄りをもたらす。一院の場合

にのみ簡単で実りある事務手続きと政府との力強い協力が可能である。それに対して、これらは二院の紛争によってしばしばその有効さを妨げられる。二院制は危険な団体精神の維持にのみ寄与する」[18]と述べ、「国王陛下に、この国の諸事情は、それにもかかわらず、一院制の採用に適していないだろうかを再考されることを勧める」[19]提案をした。ザールフェルト教授も法案を批判して、「（二院制という）制度は、諸事情によってそもそも理由づけられず、恣意的に成立した。邦の僅かな範囲、代表の僅かな数、人民の穏和な性質、王室への忠誠、上院の要素の全くの欠如等は、この制度に全く反するものであり、専断的な制度によってのみ維持されている僅少の封建貴族からの形成は、人民に対して必ずや不利な反作用を及ぼさざるを得ない。それ故に合目的性の観点から分裂の除去、統一の促進、両院の統一が勧告され得る。……一八一九年に現存するものと所与の諸事情を無視して、従って以下のやり方で二院制が採用された。すなわち国法と両立し得ず、恣意的な憲法の変更を含み、……第一院と第二院の完全な平等を非難した。何故なら一二年の経験は、このような同格化の有害さを証明しており、それに反対する世論と両院の完全な平等とは、どこでもそれほど緊密に結びついていないので、……不当に成立し、今まで続いてきた制度は、全ての部分のためにまた国家の福祉の真の促進のためにこれ以上存続してはならない」[20]と述べた。ダールマンは直ちに反駁して、「私の率直な考えでは、二院制は断然優先するに価する。洞察力に富んだバークは、改良への手際を維持への傾向に結びつける者を最良の政治家と呼んだ。正にその点に良き国家制度の基準が含まれている。それは、維持し、改良する力を持っている。この力が一院或いは二院によって作用しようと、それ自体どうでもよいことである。しかし改良よりも維持を優先させねばならない。何故なら維持は全ての改良の条件であるからである。一院がより迅速に変更するのは全く確かである。しかし二院はより確実に維持するであろう。変更は改良を孕みはするが、無数の変更は、他ならぬ改革の反対物となる。」[21]「二院制は、同時に維持し、改善する。何故ならそれは、それに特有の審議の徹底性の促進によって両者への道を開くからである。……一院の弾力、その進歩への能力は否定出来ない。未だ若い議会――それは助言、その時々の気分で聞かれ、全く賛同無しに拒否される助言の権利しか持っていない。――が、分離された Ratskammer によってこ

のような助言のかすれた声を尚一層弱いものにする気がないことは、事の本質上仕方の無いことである。しかし課税や立法の最も基本的な関係で同意の権利が持たれているところでは、個々の点でも維持が迅速な改良のたやすさよりも遥かに重要である。それは、恐らく王位により多くの安全を、同時に議会により多くの権力と尊厳とを与える良き制度である。……一般的には傾向と利害とがそれらを非常に引き離すとしても、両院が幸福に一致するならば、これこそ二重に重要な意味があり、全人民の一致を意味する」[22]と、二院制を弁護した。一院制か二院制かの問題をめぐって第二院の状況は非常に緊迫し、この問題に関する記名投票が強く要求された。ハノーファーの自由主義の前衛であるベーネ博士、クリスティアニ博士、クローメ、エリッヒ博士、コイフェル、リュバース、リュンツェル、ノルテ博士、ザールフェルト教授、フォルケ、ヴェーバー、ヴァインハーゲン等は、一院制に賛成した。

第一院においては、政府の提案は、討議無しで受け入れられた。それに反して第一院の改造と騎士の代表を第二院に割り当てることは、全員一致の反対を呼び起した。デッケン（Von der Decken）は、「一院への全ての利害の結合は、目的に適わない。そこではさまざまな利害――農耕と手工業――は、恐らく一致し得ず、ある一つの利害が常に優勢な利害になる。」と述べて、第一院における余りにも異質な要素と余りにも多数の国王によって任命される議員や都市代表の許可に反対した。

第二院においてローゼは、代表の問題の中心の関心事を「主要な観点は、対立する利害の融合と第一院の独立した強固な地位の中にある」と主張した。直ちにかなりの数の議員がこの立場に反対する議論を述べた。ザーフェルト教授は、「議会の政府への完全な従属をこの構成の結果」だと呼び、このような釣合いの議院に対する政府の影響は限りないものであり、それによって第二院のイニシアチブは、政府の気分次第で抑制され得ると述べた。シュトューフェは、第二院への騎士代表の加入によって、土地所有の代表が都市に対して余りにも強化される。工業や営業が代表されていないのに対して、土地所有は、そこでいわば二重の代表を獲得する。それに加えて第二院における騎士の代表は、本末転倒のそれである。何故なら騎士は、常に第二院における第一院の一種の代弁者と見なされるであろうからであると[23]述べた。フロイデンタイルは、「一つは、騎士が第二院に移行する場

合は、第一院の構成分子が全く足りなくなる。今一つは、それによって土地所有、営業、知性に基づいている第二院の均等と正しい関係とが全くかき乱される[24]」と述べ、「シュトューフェ氏が危機――大土地所有という新しい要素を受け入れる場合は、それによってとりわけ都市は直接、土地所有者は、都市の崩壊によって間接に脅かされるであろう――について警告したのと同じ意味で警告した。最後に……政府の計画から判断すると、第一院は政府の単なる創造であり、政府議院（Regierungskammer）であり、それにとどまり、新しい構成要素を持つ第二院は、それ自身の中で分裂し、政府の影響に対して開放されることによって、政府の力は大きすぎることになる[25]」ことを強調した。このように動機は様々であったが、両院は同じ目的を持ち、返書で国王と官房府に両院の伝統的構成に留まることを勧告した。

立法権に関して、リュンツェルは、議会の同意が法の概要にのみ限られているので、議会の法律に対する同意権は、十分明確に述べられていず、余りにも強く制限されているとして、「全国議会の同意無しには、如何なる法も制定、廃止、改正され、信頼すべく解説され得ない。全ての法の導入部においてはっきりと議会の同意に言及されねばならない」ことを提案した。結局ノルテ議員の提案――議会の同意権を現行法の廃止にまで拡大しようとした――が、第二院において支持された。

法案には、原則的に邦の統治と行政に関する国王の特権が含まれていた。国王は統治の最上の指導を有し、自らの選択によって大臣を任命し、随意に大臣を罷免した。国王の人身は「神聖且つ不可侵」であったから、憲法の維持に対する大臣の責任が、いわば議会の有効性の保障として与えられなければ、無制限の独裁政治を結果として伴うことになる。そこで法案は、「各大臣は、国王と邦に対して彼の署名或いは副署した如何なる指令も国家基本法の故意の侵犯を含まないことに責任を負う。領邦君主もしくはその代理人から出される指令は、大臣或いは省局長の副署を必要とする[26]」と規定した。

第二院においてザールフェルトは、一つには責任は、実際の内容を得るために国家基本法の全ての侵犯と副署された領邦君主の指令の他に独立的に発布された指令にも拡大されねばならないので、「ここで国家基本法の故意の侵犯に対してのみ大臣の責任が定められているようなやり方は、問題になる関係に対して全く不十分である」と主張した。ローゼは法案を弁護して、「軽率さと断

えざる弾劾行為が政府を必然的に弱体化し、麻痺させ、党派の玩弄物にせざるを得ず、その自然の結果において他ならぬ最も有能で誠実な人々が政府から身を引き、野心家が彼等に代るであろう。それによって政府自身とその原則及び計画の不断の変動と動揺とが生じるであろう。その場合邦の平穏と平和とは根本的に危険に曝され、国王の一身上の地位もとりわけ彼と個人的にはしばしば不快な大臣との結びつきによって、そして政府の基本的に弱体化された力と結合のために、邦にとっては非常な損害だが、大いに損われるであろうから、他の邦や近時の経験を示唆して、大臣の責任についての全ての拡大された規定の中に、とりわけ提案された規定の中に……政府に対する関係の点でも国家自体や国王の一身との関係の点でも極めて大きな不都合と危険とを認めた」[27]。リュンツェル、ノルテ、フロイデンタイル、ザールフェルト、クレンツェ等の自由主義的な議員はこれに反対して、「全ての大臣は、彼が署名或いは副署した如何なる指令も国家基本法及びそれによって認められた臣下の権利の故意もしくは甚だしい軽率さによって引き起された侵犯を含まないということに責任を負う」[28]というクレンツェの提案を採択した。

第一院においては、ホンシュテットやバールのような進歩的な議員が、「本来の憲法問題は、この条項においては与えられない」として、各大臣は、署名或いは副署した全ての指令に対して国王と邦に責任を負う」ことを提案した。保守的な議員は、「大臣は、憲法によって既に非常に萎えさせられ、敵対的な立場で議会に対立している。それ故に彼等になお若干の拘束が加えられてはならない。またその他に刑法上の甚だしい軽率さが故意の目論見と混合されてはならない」と反対した。その後若干の会議を経て、「国王或いはその代理から出される全ての指令は、大臣もしくは当該の省局長の副署を必要とする。各大臣もしくは省局長は、国王と邦に対して彼が署名乃至副署した如何なる指令も国家基本法の侵犯を含まないことに責任を負う。全国議会は、異議によるか或いは通例の訴訟手続きでこの責任を有効にする権限がある。全国議会は、とりわけ、国家基本法の故意の侵犯の故に、大臣もしくは省局長に対して正式に起訴する権利を持つ」[29]というシュトゥーフェの提案が採択された。

憲法発布に関するハノーファーの官房府の立場は、一八三三年六月二三日のロンドンの国王への報告書の中で述べられている。その中で官房府は、「我々は、政府が議

会との再度の折衝によって何も得ることは無いと確信している。……すなわちこのような手続きから先ず第一に、国王陛下が与え給うた命令によれば、法を基本的に陛下の与え給うた宣言と思わせるのが、その目的であったのに、議会との契約が問題であるという結果が直ちに生じた。議会との連絡の場合に、この見解に従って常に手続きが取られた。……しかし契約の性質が、議会が……必要と思われる全ての変更に同意し、そのことによって権利自体が議会の討議と同意に従わせられることを必要にした。議会が無条件で全てを承認しないということは、余りにも容易に可能であり、極めてありそうなことですらある。……政府が、現在の事態においてそれがどうしても必要と見なす議会の法案の修正を敢て企てなかったなら、政府は議会との再度の折衝後、確実にそれ或いは基本法の完全な拒否の力を全く持たなくなるだろう。それによって救おうと意図されたもの――王権――は、全く確実に失われる。基本法が今公布されるならば、政府は正にそれによって、場合によっては起り得る議会の異議を恐れていないことを示している。そして議会は、それだけ少く何らかの真剣なやり方で政府の手続きの合法性に敢て異議を唱えはしないであろう」[30]と述べた。

この道は実際に取られ、国家基本法は、一八三三年九月二六日に公布された。因に国王は、法案の約一四ヶ条の重要でない条項を修正した後にそれに署名した。

国家基本法の公布は、一八一四年八月一二日と一八一九年一二月七日の国王の勅令とともに開始された国家の発展を完了した。これら両勅令は、未だ「王国の全国議会の憲法」という副題を持っていた。従ってそれらは、ハノーファー王国の邦代表の権能と組織の確定にのみ関係していた。この場合、例えば一八一九年に実際に行われたように、君主がその意志によって修正出来る君主の特別法のみが問題であった。それに反して一八三三年九月二六日の憲法は革新であった。それは、国家の最初の成文化された正式の憲法であった。それは、決定的な基本法として全国家生活を規制した。そして君主もまた全国家生活においてその政治的機能を果した。君主は、もはや憲法の上位にあるのでなく、その一部であった。この関連において憲法の成立の問題は決定的ではなかった。国家基本法の公布後、君主がこれに決定的に結びつけられたという事実が遥かに重要であった。君主は、それをもはや一方的に廃止或いは修正出来なかった。この

ためには邦の代表の参加が必要であった。国家基本法においては、「その修正は、国王と全国議会との合意においてのみ行われ、二回連続した議会で行われた同等の決議の結果として命じられる」と規定されている。ここでは、君主は決定的にその権力の一部を放棄したのであった。

註

(1) Carl Ludwig Friedrich Weinhagen (一八〇四年出生)。説教者の子息。一八二三年から二六年までゲッティンゲン大学で法学を学ぶ。一八三二年以後第二院のアルフェルト (Alfeld) 市代表。一八三七年以来国家基本法の擁護者の一員。一八四八・九年の革命家。Vgl. Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 120. Aum. 127.

(2) Jacob Christoph Friedrich Saalfeld (1785–1834). 歴史学教授。Vgl. Ebenda, S. 120. Anm. 128.

(3) H. Albert Oppermann, Zur Geschichte des Königreichs Hannover von 1832 bis 1860, Bd. 1, Leipzig 1860, S. 13 f.

(4) 国家基本法に関する議会の討議については、Vgl. Ebenda, S. 12 ff. Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 120 ff.

(5) Zit. bei Ebenda, S. 121.

(6) Zit. bei Ebenda, S. 121.

(7) Zit. bei Ebenda, S. 122.

(8)(9) Zit. bei Ebenda, S. 122 f.

(10) Zit. bei Ebenda, S. 123.

(11) Zit. bei Ebenda, S. 123.

(12) Zit. bei Ebenda, S. 125.

(13) Zit. bei Ebenda, S. 126.

(14) Zit. bei Ebenda, S. 126 f.

(15)(16) Zit. bei Ebenda, S. 127.

(17) Zit. bei Ebenda, S. 129.

(18)(19) Zit. bei Ebenda, S. 129 f.

(20) Zit. bei Ebenda, S. 130 f.

(21)(22) Zit. bei Anton Springer, Friedrich Christoph Dahlmann, Bd. 1, Leipzig 1870, S. 353 f.

(23) Zit. bei Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 132.

(24)(25) Zit. bei Ebenda, S. 133.

(26) Zit. bei Ebenda, S. 134.

(27) Zit. bei Ebenda, S. 135.

(28) Zit. bei Ebenda, S. 135.

(29) Zit. bei Ebenda, S. 136.

(30) Zit. bei Ebenda, S. 137 f.

六　一八三三年の憲法

一八三三年に公布された憲法[1]は、序、第一章一般的規

定について（一―五条）、第二章国王、王位継承、摂政について（六―二六条）、第三章臣民の権利・義務一般について（二七―四一条）、第四章地方自治団体（Gemeinde）と諸団体について（四二―五六条）、第五章福音教会とローマ・カトリック教会の国家に対する関係、教育施設及び慈善的な目的のために定められた基金について（五七―七一条）、第六章邦議会について（七二―一二一条）、第七章財政について（一二二―一四九条）、第八章上級官庁と国家役人について（一五〇―一六五条）、結語から成る。

先ず第一章において「ハノーファー王国は、国王の主権の下にその全ての構成部分が同一の基本法によって結合された一つの全体を形成する。王国の構成部分は、全国議会の同意を得て始めて割譲され得る。講和条約の締結と紛争中の国境の訂正はこの例外とする」（第一条）と述べられ、更に「王国の政体は世襲君主制である。国王は王権の行使にあたって臣民の権利、王国の地方自治体や諸団体の権利、教会の権利、州議会や全国議会の権利を現行法によって削減されることなしに維持し、全ての侵害に対して守ることを邦に対して厳かに約束する。王国と個々の州の財政の命令は、議会の合憲的な協力無しには発布され得ない」（第三条）と述べられている。

国王の地位・権限については、「国王は、国家元首として自己の中に全国家権力を統合し、合憲的な仕方でそれを行使する。国王の人身は神聖にして犯すべからざるものである」（第六条）。「国王はドイツ連邦、連邦各国に対する全ての関係と他の使節において王国を代表する。国王は、大使館や在外公館に命令し、他の諸国と条約を締結し、それによって王国のために権利を獲得する」（第七条）。「国内においても全ての政治権力は国王に発し、邦諸官庁によって行使される。……如何なる邦の法律も、国王によって公布される前に有効にならない。武力やその施設及びそれらに関する全ての任用、指令、命令は国王のみに依る」（第八条）。「裁判権は国王に発し、邦の正規の裁判所――その監視は国王の権限である――によって行使される」（第九条）。「即位のさい国王は、勅書によって……それに対して宣誓が行われる旨を公的に通知する。勅書において……国王は、邦憲法を固く守ることを誓約する」（第一三条）。

臣民の権利と義務に関しては、「邦の全住民には完全な信仰と良心の自由とが与えられるべきである。従って各人は自宅においてその家族とともに礼拝を行う権利が

ある。新教及びローマ・カトリック教のメンバーは、国家内で平等の市民的・政治的権利を享受する」（第三〇条）。「人身と財産の自由は、基本法と諸法律が規定する以外の制限を受けない。財産の全没収は許されない。」（第三三条）。「何人も法によって規定された場合と合法的な形式による以外に迫害・逮捕されてはならない。……逮捕された者は、二四時間以内に尋問され、その逮捕の理由について一般に知らされねばならない。」（第三四条）。「国家行政は、一般的法律もしくは特別の私法上の権限からによるものとしての個人もしくは団体の財政と権利とを要求する権利を持たない。しかし国家行政は、緊急の必要がこれを必要とするか、明示的法律が公共の利益のためにそれにそのための権限を与える場合には、例外的に事前の完全な補償によって国家または他の公共的な目的のために財産もしくは権利の譲渡を要求出来る。」（第三五条）。「行政官庁の権限の逸脱によってその既得権を犯されたと思う者は誰でも以下の規定によって、正規の裁判所に訴える道が開かれている」（第三七条）。「臣民には、適当な形式と合法的な仕方で国王、全国議会及び邦官庁に請願する権利がある。」（第三九条）。「出版の自由は、その濫用に対して発布される法律とドイツ連邦の諸規定の遵守の下で行われねばならない。」（第四〇条）。「全ての邦住民には、兵役義務に関する法律の規定の遵守の下で移住する権利がある。」（第四一条）。

臣民の義務については、「全ての邦の住民は、平等に兵役と一般的国税の負担の義務を負う。」（第二八条）。

議会については、「全国議会は、邦の基本法の諸権利を代表し、その永続的な福祉を出来る限り促進するために召集される。」（第八三条）。議会の権利については、「全王国もしくは幾つかの州議会の地区にかかわる法律は、……全国議会の同意を得てのみ発布、廃止、改正……され得る。議会が提出された法案の改正を決議した場合、邦政府は法案を全く撤回出来る。議会の同意の権利は、法律の本質的内容全体にかかわる。それに対して、決議された諸原則と一致して法律をより詳細に作成・発布することは、邦政府に委任される。」（第八五条）。軍事権は国王に属するが、「徴兵法及びそれ以外の臣民の軍隊に関する権利・義務とその市民的関係に関する法律は、議会の同意を得てのみ改正・確定され得る。軍刑法は、議会と討議されねばならない。」（第八六条）。

議会の構成については、「全国議会は、その権利と権限の点で平等である二院から成る。」（第九三条）。第一院

は、皇太子、王子、王家の分家の長、公、旧領邦議会議長（Erblandmarschall）、伯、修道院長、騎士団長、カトリックの司教、新教の聖職者、世襲貴族財産相続権者（Majoratsherr）、騎士代表、国王指名議員等から成る（第九三条）。第二院は、宗教財団の代表三名、国王任名議員三名、ゲッティンゲン大学代表一名、新教王立宗務局（evangelisches königliches Konsistorium）代表二名、ヒルデスハイム聖堂会議（Domkapitel）代表一名、都市代表三七名、それ以外の小都市、自由民、農民身分の土地所有者代表三八名等から成る（第九八条）。被選挙資格については、「騎士や他の土地所有者から選ばれる代表は、彼等自身、彼等が選ばれる州の土地所有者でなければならない。それに反して他の諸団体は、その代表の選挙に関してそのメンバーに限られない」（第九九条）。騎士身分の代表は、王国にある土地資産からそれにかかる抵当債務やその他の存続している負担の利子を差し引いて年純収入六〇〇ターレルを所有せねばならない。その他の代表は、農村及び都市の土地所有或いは土地に投下された資本から三〇〇ターレルの純収入を持つか、八〇〇ターレルの年俸（Diensteinnahme）か、地方自治団体官吏として四〇〇ターレルを得るか、学問・芸術・営業から年収一、〇〇〇ターレルを得、全国議会への登院の三年前にそれを得ていた者である（第一〇〇条）。

選挙権は、都市の代表の場合は、「市参事会員、市会議員、各都市の規則（Verfassung）に従って市会議員の資格がある市民から特に選ばれる選挙人によって……行われる。……騎士に属さない土地所有者の選挙は、地方自治体の全権委員によって選ばれる選挙人によって……行われる」（第一〇一条）。

全王国の代表としての議員については、「議会の全メンバーは、自らを全王国の代表と見なすべきであり、彼等が選ばれる身分もしくは地方自治体の特定の指令によって拘束されてはならない」（第一〇七条）と、国民代表制としての議会が構想されている。

財政については、「御料地は、第一四七条で述べられている臨時借款の場合を除いて議会の同意無しに法律上有効に抵当に入れられない。……全御料地もしくは重要な山林の自発的な売却は、全国議会の予めの同意無しに行われてはならない」（第一一三条）。「全御料地の収入は、例外無しに邦のために使用されねばならない。すなわち先ず第一に御料地にかかる負債の利息の支払いと受動資本（Passivkapital）の漸次的な返済に、更に国王、王妃、

未成年の皇太子、皇女、国王の子息・息女の生計と宮廷生活のために、次に夫を失った王妃と皇女の身分相応の生計のために、王室の王子及び王女用の歳費と装備費のために、王室の王子の寡夫の身分相応な生計のために、最後に残余並びに従来御料地の管理と統合されていたレガーリェン（Regalien）の収入は、その他の国家支出の支払いのために」（第一二四条）。「御料地及びレガーリェンからの全ての収入は、王室の直接管理に残された土地を除いて邦税、道路通行税、手数料とともに唯一の国庫――その金庫からそれが王室費に基づかないかぎり、全ての支出が賄われる――に流入せねばならない」（第一三三条）。「邦の行政及び国庫から賄われる他の需要がそれを必要とする支出については、主要な支出部門に基づいて作成される予算が、毎年全国議会に提出され、必要な、議会の動議に基づいて完全なものにされる予算案と解説とが添えられていなければならない」（第一三九条）。「全国議会には、公務に必要な支出が御料地及びレガーリェンの収入から賄われ得ないかぎり、その充足のために配慮する義務がある。それと引き換えに予算を査定・承認するのは、その権利である」（第一四〇条）。「御料地及びレガーリェンからの収入以外に邦の支出の支払いに必要な租税及び貢租は、全国議会の毎年の承認を必要とする。」（第一四五条）。

議会の大臣弾劾権については、「国王及び国王代理より発する命令はすべて、それが有効になるためには、大臣もしくは当該省局長の副署を必要とする。各大臣もしくは当該省局長は、国王及び邦に対して、彼等が副署、発令もしくは署名した如何なる命令も国家基本法の侵害を含まないことに責任を負う。全国議会は、この責任を異議により、更に国家基本法の故意の侵害の場合には、大臣もしくは省局長に対する正式の弾劾によって行使する権限を持つ」（第一五一条）。「この正式の弾劾に関する審査、決定は専ら……上訴裁判所の権限である」（第一五二条）と規定されている。

最後に国家基本法の改正については、「その改正は、国王と王国の全国議会の合意によってのみ行われ、二回連続して開かれる議会においてなされる同等の決議によってのみ命じられ得る。それが政府によって或いは議会によって提案されたものであれ、かかる変更には、何時でも各議院において少なくとも正規の出席義務のある議員の四分の三が出席し、少なくとも出席者の三分の二が改正に賛成投票することが必要である」（結論）と規定され

ている。

一八三三年の国家基本法によってハノーファーは立憲主義国家の陣営に加わった。代表がその団体に対して極めて緊密な義務を負うか或いは国王の官吏として内閣の政策の代弁者であった一八一四年及び一九年の国家基本法に対して、代表は、政治問題に対して――自己の良心と邦の公共の福祉に対してのみ義務を負う――自覚ある立場を取った。個々の政治家の決定の余地は、彼等が党にも派閥にも政府にも義務を負わなかったので、実際極めて重要であった。そのことによって選挙権の問題は、中心的な重要さを獲得した。一八三二年の選挙法において三月前期の自由主義思想の特徴的な立場が明らかになる。一八一九年の選挙法に対して選挙人の潜勢力の適度の増大は、市民・農民中間層のみを取り入れたにすぎなかったからである。自由主義者の攻撃は、主として貴族の特権の維持に対して向けられたが、Häuslingや職人や僕婢やユダヤ人などのような下層階級の社会・経済問題は無視された。従って国家基本法が発布されたとき、全ての公的な事柄に対する無関心と反感とが、ハノーファー邦内に沈澱していた。

註

（1）憲法の全文は、Grundgesetz des Königreichs Hannover. 1833 Sept. 26, in: Ausgewählte Urkunden zur deutschen Verfassungsgeschichte seit 1806, herausgegeben von Wilh. Altmann, 1, Teil: 1806–1866, S. 141–175. に収められている。その内容に関しては、Kolb/Teiwes, a. a. O., S. 139 ff. 千代田寛、前掲論文二、四五―四九頁参照。